宅地造成及び特定盛土等規制法(通称:盛土規制法)

盛土規制法に関する事務申請等マニュアル 令和6年12月1日時点(案)

岐阜県 都市建築部 建築指導課

この手引きは、盛土規制法に基づき、工事主等が岐阜県(中核市である岐阜市を除く)において許可申請等の手続をする際の取扱いを示したものです。

また、市町村が独自で設定する条例や他法令等については、あらかじめ所管する市町村や県、国に事業内容について、確認願います。

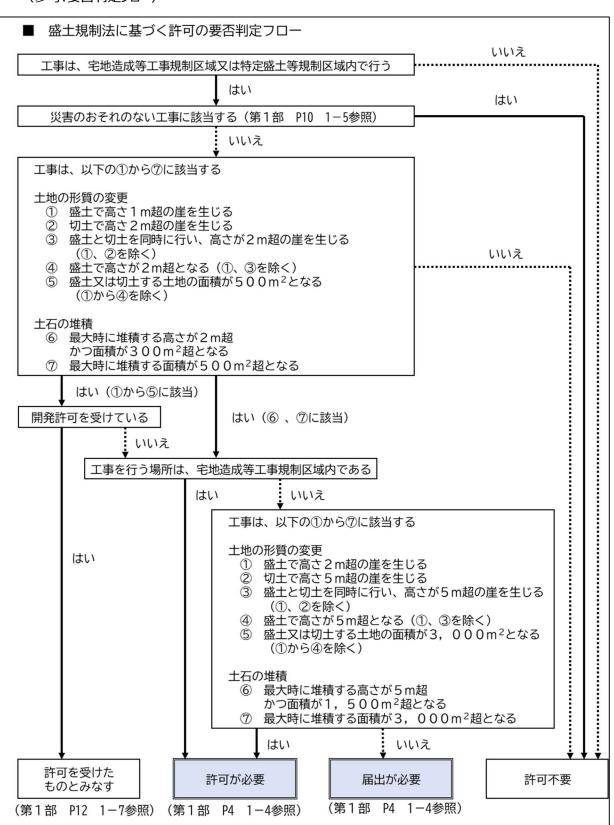
本手引きに記載の法令等名は、次のとおり省略しています。

法 : 宅地造成及び特定盛土等規制法

政令:宅地造成及び特定盛土等規制法施行令 省令:宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則

細則:岐阜県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

(参考:要否判定フロー)



※詳細については、第1部 P4 1-4 をご確認ください。

目 次

第1部 共通編

1	概要		. 1 -
	1 – 1	趣旨	1 -
	1 – 2	用語の定義	. 2 -
	1 – 3	規制区域	4 -
	1 – 4	許可・届出を要する工事	6 -
	1 – 5	許可・届出を要しない工事 :	10 -
	1 – 6	その他届出を要する工事 :	12 -
	1 – 7	都市計画法に関連した取扱いについて :	13 -
2	許可権	賃者について :	13 -
3	許可等	等申請書の申請に当たって :	14 -
	3 – 1	申請窓口 :	14 -
	3 – 2	許可申請等の流れ :	16 -
	3 – 3	中間検査・定期報告の流れ	17 -
	3 – 4	完了検査等の流れ :	18 -
	3 – 5	許可等申請手数料	19 -
	3 – 6	審査基準及び標準処理期間	20 -
4	事前協	^{53美} 加我	21 -
5	許可申	=請書作成要領	22 -
	5 – 1	許可申請に必要な部数について	22 -
	5 – 2	許可申請書に必要な書類等(土地の形質変更)	22 -
	5 – 3	許可申請書に必要な書類等(土石の堆積)	22 -
6	許可等	申請書の留意事項	31 -
	6 – 1	許可申請書(土地の形質変更) 3	31 -
	6 – 2	許可申請書(土石の堆積) 3	33 -
	6 – 3	工事の技術的基準	35 -
	6 – 4	設計者の資格を証する書類	37 -
	6 – 5	土地所有者等の同意について	38 -
	6 – 6	周辺住民への事前周知 3	39 -

7 届出書作成要領	42 -
7 – 1 届出に必要部数について	42-
7 – 2 届出書に必要な書類等(土地の形質変更)	42 -
7 – 3 届出書に必要な書類等(土石の堆積)	45 -
7 – 4 届出書(土地の形質変更)	48 -
7 – 5 届出書(土石の堆積)	50 -
8 変更申請書作成要領	52 -
8 – 1 許可に係る変更許可申請について	52 -
8 – 2 軽微な変更における届出書作成要領	53 -
8 – 3 届出に係る変更届出書について	54 -
9 許可後における留意事項	55 -
9-1 許可の条件	55 -
9 – 2 許可等の公表	55 -
9-3 着手の届出	56 -
9-4 工事の中止・廃止・再開に関する届出	56 -
9-5 工事中における標識の設置	58 -
9-6 完了検査	59 -
9-7 中間検査	61 -
9 – 8 定期報告	63 -
9-9 完了検査・中間検査・定期報告の申請先	65-
1 0 その他申請	66 -
10-1 区域指定の際に既に行われている工事に関する届出書作成要領	66 -
10-2 区域指定の際に既に行われている工事に関する変更届出書作成要領	
10-3 擁壁等に関する工事届出書作成要領	69 -
10-4 公共施設用地の転用の届出書作成要領	69 -
10-5 適合証明書	69 -
1 1 経過処置期間	70 -
12 国又は都道府県若しくは中核市が実施する工事	70 -
1 3 問い合わせ先	71 -

第2部 中間検査・定期報告編(仮称)

後日、公表予定

第3部 電子申請編(仮称)

後日、公表予定

参考資料編

1	対象	於外の行為	- 1 -
	参1	公共施設用地	- 1 -
	参2	災害の発生するおそれがないと認められる工事	- 3 -
2	様式	连	- 5 -
	参3	様式一覧(盛十規制法)	- 5 -

宅地造成及び特定盛土等規制法(通称:盛土規制法)

盛土規制法に関する事務申請等マニュアル 令和6年12月1日時点(案)

第1部 共通編

岐阜県 都市建築部 建築指導課

目 次(第1部 共通編)

1	概要		- 1 -
	1 – 1	趣旨	- 1 -
	1 – 2	用語の定義	- 2 -
	1 – 3	規制区域	- 4 -
	1 – 4	許可・届出を要する工事	- 6 -
	1 – 5	許可・届出を要しない工事	10 -
	1 – 6	その他届出を要する工事	12 -
	1 – 7	都市計画法に関連した取扱いについて	13 -
2	許可格	賃者について -	13 -
3	許可等	等申請書の申請に当たって	14 -
		中間検査・定期報告の流れ	
	3 – 4	完了検査等の流れ	18 -
	3 – 5	許可等申請手数料	19 -
	3 – 6	審査基準及び標準処理期間	20 -
4	事前協	カ言美 力n我 –	21 -
5	許可申	3請書作成要領	22 -
	5 – 1	許可申請に必要な部数について	22 -
	5 – 2	許可申請書に必要な書類等(土地の形質変更)	22 -
	5 – 3	許可申請書に必要な書類等(土石の堆積)	22 -
6	許可等	申請書の留意事項	31 -
	6 – 1	許可申請書(土地の形質変更)	
	6 – 2	許可申請書(土石の堆積)	33 -
	6 – 3	工事の技術的基準	35 -
	6 – 4	設計者の資格を証する書類	37 -
	6 – 5	土地所有者等の同意について	38 -
	6 – 6	周辺住民への事前周知	39 -

7 届出書作成要領	42 -
7 – 1 届出に必要部数について	42-
7 – 2 届出書に必要な書類等(土地の形質変更)	42 -
7 – 3 届出書に必要な書類等(土石の堆積)	45 -
7 – 4 届出書(土地の形質変更)	48 -
7 – 5 届出書(土石の堆積)	50 -
8 変更申請書作成要領	52 -
8 – 1 許可に係る変更許可申請について	52 -
8 – 2 軽微な変更における届出書作成要領	53 -
8 – 3 届出に係る変更届出書について	54 -
9 許可後における留意事項	55 -
9-1 許可の条件	55 -
9 – 2 許可等の公表	55 -
9-3 着手の届出	56 -
9-4 工事の中止・廃止・再開に関する届出	56 -
9-5 工事中における標識の設置	58 -
9-6 完了検査	59 -
9-7 中間検査	61 -
9 – 8 定期報告	63 -
9-9 完了検査・中間検査・定期報告の申請先	65-
1 0 その他申請	66 -
10-1 区域指定の際に既に行われている工事に関する届出書作成要領	66 -
10-2 区域指定の際に既に行われている工事に関する変更届出書作成要領	
10-3 擁壁等に関する工事届出書作成要領	69 -
10-4 公共施設用地の転用の届出書作成要領	69 -
10-5 適合証明書	69 -
1 1 経過処置期間	70 -
12 国又は都道府県若しくは中核市が実施する工事	70 -
1 3 問い合わせ先	71 -

1 概要

1-1 趣旨

令和3年7月に静岡県熱海市において発生した土石流災害では、多くの貴い生命や財産が失われ、上流部の盛土が崩落したことが被害の甚大化につながったとされている。このほか、全国各地で人為的に行われる違法な盛土や不適切な工法の盛土の崩落による人的・物的被害が確認されており、盛土等に伴う災害の防止は喫緊の課題となっている。

同様の被害が二度と繰り返されることがないよう、盛土等による災害から国民の生命を守るため、従来の宅地造成等規制法の法律名が「宅地造成及び特定盛土等規制法」(以下、「盛土規制法」という。)に改正され、宅地、農地、森林等の土地の用途や盛土等の目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することとされた。

盛土規制法では、危険な盛土等を規制するため、都道府県知事等が、宅地、農地、森林等の土地の 用途にかかわらず、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定できることとし、宅地 造成のみならず農地・森林の造成や土石の一時的な堆積も含め、規制区域内で行われる盛土等を許可 の対象となった。

本手引きでは、盛土規制法に基づく規制区域内で行われる宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の許可若しくは届出に係る事務処理等の運用を明確化することで、各工事等の円滑な実施に資することを目的とする。

[参考: 宅地造成等規制法(旧法)の趣旨と本県の指定状況]

戦後の高度経済成長に伴って、宅地需要が急増し、比較的地価の安い丘陵地帯の傾斜地における宅地造成が盛んに行われるようになった。造成された宅地の中には、擁壁や排水施設が不十分なものがあり、降雨等の災害に際して宅地が被災し、その周辺の土地にも被害が及び生命財産が損なわれ社会的な問題となった。特に昭和36年6月には梅雨前線豪雨により全国的に宅地災害が発生し、市街地又は市街地となろうとする土地の区域内における崖崩れと土砂の流出による災害を防止する目的で、同年中に立法化されたものである。

岐阜県においては、昭和41年4月27日に岐阜市及び多治見市(指定面積3,102ha)が、昭和47年12月20日に多治見市及び土岐市(指定面積5,388ha)が指定を受けている。

なお、岐阜市においては、平成8年度から、多治見市においては平成12年度から市で許可事務を行っている。

1-2 用語の定義

本手引内の用語の定義は、下表のとおりです。

表1-1 用語の定義

用語	定義
宅地	農地等及び公共施設用地以外の土地をいいます。
/\	道路、公園、河川、公共の用に供する施設の用に供されている土地で政令第2条で定めら
公共施設用地	れているものをいいます。
農地等	農地、採草放牧地及び森林をいいます。
宅地造成	宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更をいいます。
	宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に
特定盛土等	隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれが大きいものをいいます。
土地の形質変更	宅地造成と特定盛土等を併せたものをいいます。
土	地盤を構成する材料のうち、粒径 75 ミリメートル未満の礫、砂、シルト及び粘土をいいます。
石	地盤を構成する材料のうち、粒径 75 ミリメートル以上のものをいいます。
	次の①~⑤までのいずれかに該当するものをいいます。
	①土
	②石を破砕すること等により土と同等の性状にしたもの
	③地盤を構成する材料のうち、土に植物遺骸等が分解されること等により生じた有機物が混
 土砂	入したもの
<u>1</u> 19	④土にセメント、石灰若しくはこれらを主材とした改良材、吸水効果を有する有機材料又は
	無機材料等の土質性状を改良する材料その他の性状改良材を混合等したもの
	⑤建設廃棄物等の建設副産物(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法
	律第 48 号。以下「資源有効利用促進法」という。)第2条第2項に規定する副産物のう
	ち建設工事に伴うもの)を土と同等の性状にしたもの
岩石	石の他、建設副産物を石と同等の性状にしたものをいいます。
土石	土砂若しくは岩石又はこれらの混合物を指すものをいいます。
 土石の堆積	宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令第 4 条で定められており、一定期間(許
工口のたけ	可日から5年以内)の経過後に当該土石を除却するものに限るものをいいます。
宅地造成等	宅地造成、特定盛士等又は土石の堆積をいいます。
 崖	地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地(硬岩盤を除く。)をいいます。(政
/±	令第1条)
 工事主	宅地造成等に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事を
	する者をいいます。
 工事施行者	宅地造成等に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいい
	ます。
宅地造成等工事規制区	市街地や集落、その周辺など、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の行為が行われれ
域	ば、人家等に危害を及ぼしうるエリアをいいます。
 特定盛士等規制区域	市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、特定盛士等又は土石の堆積
1.2 VCIIII (2.79011411E	の行為が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリアをいいます。

用語	定義
	据壁、崖面崩壊防止施設、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他
/ 推坚守 	の土留をいいます。
谷埋め盛土	谷や沢を埋め立てて行う盛土をいいます。
 平地盛十	勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しない盛土をいいま
平地盈工	す。
 腹付け盛十	勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しない盛土をいい
	ます。
	政令7条第2項第2号に規定する以下のいずれかに該当する土地をいいます。
	①山間部における、河川の流水が継続して存する土地
 渓流等	②山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が①の土地に類する状況を呈し
/大//1045	ている土地
	③①及び②の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その
	他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

宅地造成等の用語の関係は、次のとおりです。

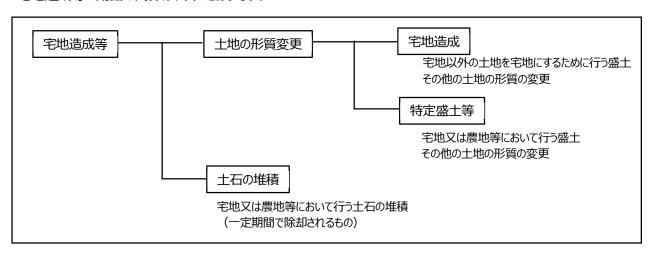


図1-1 宅地造成等のイメージ図

1-3 規制区域

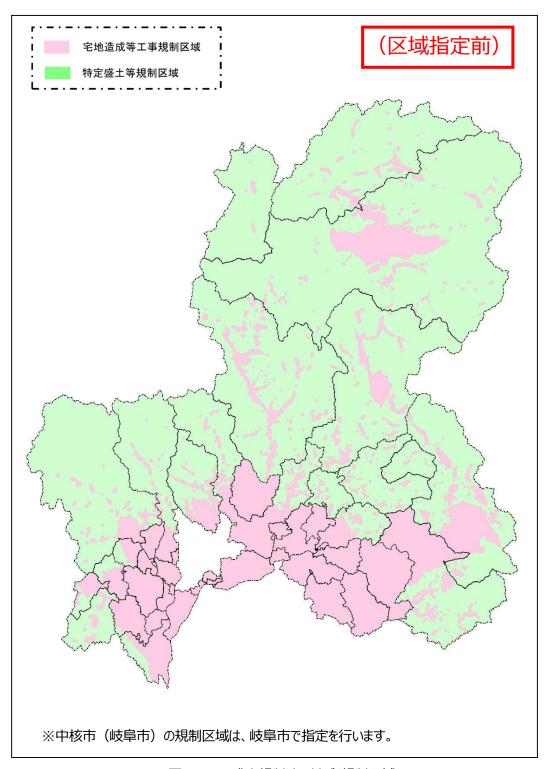


図1-2 盛土規制法に基づく規制区域

表1-2 規制区域の告示について

県域	市町村	告示日	施行日	備考
	岐阜市	中核市であるため、岐阜	ー 卓市が指定します。	*
	各務原市	令和○年○月○日	令和○年○月○日	
	羽島市	令和○年○月○日	令和○年○月○日	
	山県市	令和○年○月○日	令和○年○月○日	
岐阜	瑞穂市	令和○年○月○日	令和○年○月○日	
	本巣市	令和○年○月○日	令和○年○月○日	
	岐南町	令和○年○月○日	令和○年○月○日	
	笠松町	令和○年○月○日	令和○年○月○日	
	北方町	令和○年○月○日	令和○年○月○日	
	大垣市	令和○年○月○日	令和○年○月○日	
	海津市	令和○年○月○日	令和○年○月○日	
	養老町	令和○年○月○日	令和○年○月○日	
	垂井町	令和○年○月○日	令和○年○月○日	
	関ケ原町	令和○年○月○日	令和○年○月○日	
西濃	神戸町	令和○年○月○日	令和○年○月○日	
	輪之内町	令和○年○月○日	令和○年○月○日	
	安八町	令和○年○月○日	令和○年○月○日	
	揖斐川町	令和○年○月○日	令和○年○月○日	
	大野町	令和○年○月○日	令和○年○月○日	
	池田町	令和○年○月○日	令和○年○月○日	
	関市	令和○年○月○日	令和○年○月○日	
	美濃市	令和○年○月○日	令和○年○月○日	
	郡上市	令和○年○月○日	令和○年○月○日	
	美濃加茂市	令和○年○月○日	令和○年○月○日	
	可児市	令和○年○月○日	令和○年○月○日	
	坂祝町	令和○年○月○日	令和○年○月○日	
中濃	富加町	令和○年○月○日	令和○年○月○日	
	川辺町	令和○年○月○日	令和○年○月○日	
	七宗町	令和○年○月○日	令和○年○月○日	
	八百津町	令和○年○月○日	令和○年○月○日	
	白川町	令和○年○月○日	令和○年○月○日	
	東白川村	令和○年○月○日	令和○年○月○日	
	御嵩町	令和○年○月○日	令和○年○月○日	
	多治見市	令和○年○月○日	令和○年○月○日	*
	瑞浪市	令和○年○月○日	令和○年○月○日	
東濃	土岐市	令和○年○月○日	令和○年○月○日	*
	中津川市	令和○年○月○日	令和○年○月○日	
	恵那市	令和○年○月○日	令和○年○月○日	
	高山市	令和○年○月○日	令和○年○月○日	
飛騨	飛騨市	令和○年○月○日	令和○年○月○日	
ノルッナ	下呂市	令和○年○月○日	令和○年○月○日	
	白川村	令和○年○月○日	令和○年○月○日	

[※]宅地造成等規制法(旧法)に基づく規制区域があります。

[規制区域(県内全域・市町村別)]

URL: 作成中 (準備でき次第公表)

[○]盛土規制法の規制区域は、以下のアドレスより確認できます。

1-4 許可・届出を要する工事

規制区域内において行う土地の形質変更又は土石の堆積に関する工事で表 $1-3 \sim$ 表 1-5 に該当する一定規模を超えるものとなります。

高さ及び面積の算定については、下記の留意事項を確認ください。

表1-3 許可を要する工事(宅地造成等工事規制区域)

·		
行 為	対象規模	
	①盛土で、高さが 1mを超える崖を生ずるもの	
	②切土で、高さが 2mを超える崖を生ずるもの	
土地の形质亦再	③切土と盛土を同時に行う場合、盛土と切土を合わせて高さが 2mを超える崖を	
土地の形質変更	生ずるもの(①、②を除く)	
(法第2条、政令第3条)	④盛土で、高さが2mを超えるもの(①~③を除く)	
	⑤盛土又は切土で、盛土又は切土をする土地の面積が500 ㎡を超えるもの	
	(①~④を除く) (注2)	
土石の堆積 (注1)	①高さが 2mを超える土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が 300	
(法第2条、政令第4条、省令第	㎡を超えるもの	
8条(10)イ)	②当該土石の堆積を行う土地の面積が500㎡を超えるもの(注2)	

注1:土石の堆積の許可期間は5年以内となります。

注2:厚さ30cm超の盛土又は切土に限ります。

表1-4 許可を要する工事(特定盛土等規制区域)

行為	対象規模
	①盛土で、高さが 2mを超える崖を生ずるもの
	②切土で、高さが 5mを超える崖を生ずるもの
土地の形態が再	③切土と盛土を同時に行う場合、盛土と切土を合わせて高さが 5mを超える崖を
土地の形質変更	生ずるもの(①、②を除く)
(法第2条、政令第28条1項) 	④盛土で、高さが 5mを超えるもの(①~③を除く)
	⑤盛土又は切土で、盛土又は切土をする土地の面積が 3,000 ㎡を超えるもの
	(①~④を除く) (注2)
上アの批注(注1)	①高さが 5mを超える土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が
土石の堆積(注1)	1,500 ㎡を超えるもの
(法第2条、政令第28条2項)	②当該土石の堆積を行う土地の面積が3,000 ㎡を超えるもの(注2)

注1:土石の堆積の許可期間は5年以内となります。

注2:厚さ30cm超の盛土又は切土に限ります。

表1-5 届出を要する工事(特定盛土等規制区域) (注1)

长: 3 周田(支)(8工手(10)C田工寺/86时已30) (江:)		
行為	対象規模	
	①盛土で、高さが 1mを超える崖を生ずるもの	
	②切土で、高さが 2mを超える崖を生ずるもの	
土地の形態が再	③切土と盛土を同時に行う場合、盛土と切土を合わせて高さが 2mを超える崖を	
土地の形質変更	生ずるもの(①、②を除く)	
(法第2条、政令第3条)	④盛土で、高さが 2mを超えるもの(①~③を除く)	
	⑤盛土又は切土で、盛土又は切土をする土地の面積が500 ㎡を超えるもの	
	(①~④を除く) (注2)	
土石の堆積(注3)	①高さが 2mを超える土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が 300	
(法第2条、政令第4条、省令第	㎡を超えるもの	
8条(10)イ)	②当該土石の堆積を行う土地の面積が500㎡を超えるもの(注2)	

注1:表1-4の対象規模に該当する場合は、許可の対象となります。

注2:厚さ30cm超の盛土又は切土に限ります。 注3:土石の堆積の許可期間は5年以内となります。

高さ及び面積の算定あたっての留意事項

①高さの算定方法

・既存の崖に盛土又は切土を行う場合は、図 1-2に示すように「新たに盛土又は切土を行うことにより発生した崖の高さ」により、許可対象となるか否かを判断する。

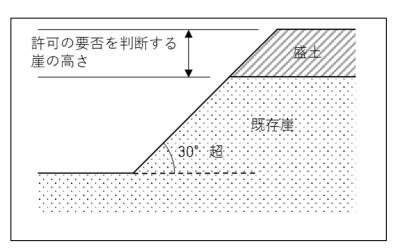


図1-2 崖の高さの判断イメージ図

②面積の算定方法

[土地の形質変更・土石の堆積]

A:許可の要否を判断する面積

・現地盤から高さ(厚さ)30cmを超える土地の形質変更又は土石の堆積を行う面積の合計

B:造成する面積(=手数料の面積)

⇒申請書 第10欄 口に記載

・土地の形質変更又は土石の堆積を行う面積の合計

※擁壁・矢板等が一体で施工されている場合は、それらを含む面積の合計とする。

C: 土地の面積

⇒申請書 第5欄に記載

・土地の形質変更又は土石の堆積を行わない面積を含む開発を実施する全体の面積

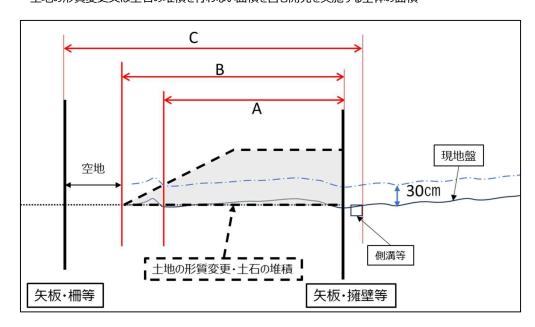


図1-3 宅地造成及び特定盛土等の場合の面積算定方法

③工事の一体性

工事の一体性は、以下の(1)~(3)の観点から総合的に判断する。

(1) 事業者の同一性

同一の事業者等の関連性のある事業者が行っている場合等を指す。

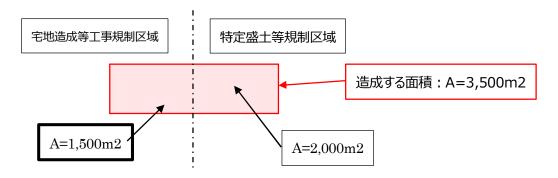
(2) 物理的一体性

複数の盛土等が隣接・近接している場合や同じ場所に盛土等が繰り返し行われている場合等を指す。

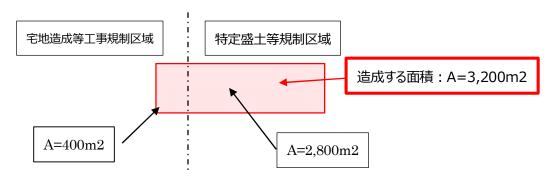
(3)機能的一体性

事業的、計画的に行われる等、同じ目的をもって複数の盛土等が行われた場合を指す。

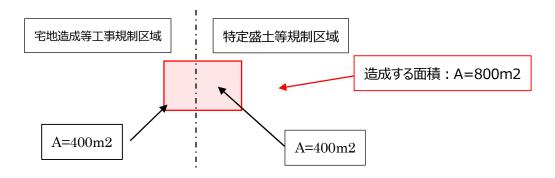
- ④宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を跨ぐ場合の考え方について 規制区域を跨ぐ場合については、以下の手順により判断してください。
 - (1) 宅地造成等工事規制区域内で許可を要する工事(宅地造成等工事規制区域)(表1-3) を超える規模の工事については、宅地造成等工事規制区域の許可(法12条第1項)の対象です。
 - (例)表 1-3 (S)盛土又は切土で、盛土又は切土をする土地の面積が 500 m を超えるもの



- (2) 宅地造成等工事規制区域内で許可を要する工事(宅地造成等工事規制区域)(表1-3)以下の規模かつ工事全体が許可を要する工事(特定盛土等規制区域)(表1-4)を超える規模の工事については、特定盛土等規制区域の許可(法30条第1項)の対象です。
 - (例)表 1-4 ⑤盛土又は切土で、盛土又は切土をする土地の面積が 3,000 ㎡を超えるもの



(3) (1) (2) を除き、工事全体が届出を要する工事(特定盛土等規制区域)(表1-5) を超える工事については、特定盛土等規制区域の届出(法27条第1項)の対象です(例)表1-5 ⑤盛土又は切土で、盛土又は切土をする土地の面積が500 ㎡を超えるもの



1-5 許可・届出を要しない工事

規制区域内において行う土地の形質変更又は土石の堆積に関する工事で許可・届出を要しない工事は以下の工事となります。ただし、土地所有者等には、土地の保全義務がかせられ、盛土等による災害の発生するおそれがある場合には改善命令の対象となります。

表1-6 許可・届出を要しない丁事

区分	具体的な内容
公共施設用地 (法第2条第1項1号、政 令第2条、省令第1条各 項)	道路、公園、河川 砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設 雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設、国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地 緑地、広場、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊 防止施設
災害の発生するおそれがない と認められる工事 (法第 12 条第 1 項ただし 書、法第 27 条第 1 項ただし 書、法第 30 条第 1 項ただし 書、政令第 5 条第 1 項各 号、政令第 27 条、政令第 29 条第 1 項、省令第 8 条 第 1 項各号)	・鉱山保安法に基づく鉱物の採取(鉱業上使用する特定施設の設置の工事等)・鉱業法に基づく鉱物の採取(許可を受けた施業案の実施に係る工事)・採石法に基づく岩石の採取(許可を受けた採取計画に係る工事)・砂利採取法に基づく砂利の採取(許可を受けた採取計画に係る工事)・土地改良法に基づく世地改良事業(農業用用水排水施設の新設等)等・火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等・家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等・土壌対策汚染法に基づく汚染土壌の搬出又は処理等・平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物又は除去土壌の保管又は処分・森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事・国、地方公共団体、一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事・高さ2m以下かつ面積500 m超の盛土又は切土(政令第3条第5号の盛土又は切土に限る。)であって、盛土又は切土をする厚さが30cmを超えないもの・政令第4条第1号の土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が300mを超えないもの・政令第4条第2号の土石の堆積であって、土石の堆積をする厚さが30cmを超えないもの・工事の施行に付随して行われる土石の堆積(注1)であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場(注2)又はその付近(注3)に堆積するもの(注4)

区分	具体的な内容				
みなし許可となる工事	・国または都道府県、指定都市もしくは中核市が行う宅地造成等に関する工事につい				
(法第15条各項、法第34	て、許可権者との協議が成立した工事				
条各項)	・都市計画法第29条第1項、第2項の許可を受けて行われる工事				
	<共通(土地の形質変更・土石の堆積)>				
	・農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為(通常の生産活動並びにほ				
	場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補				
	充であってその前後の土地の地盤面の標高差が 30cm を超えないもの)				
	<土地の形質変更>				
	・四方の土地より低い窪地において、四方の高さに合わせて嵩上げを行い平坦にする場				
	合又はその平坦な面を基準(注5)として、工事完了後の盛土の高さや面積が規制				
その他法の対象外となる行為	対象を超えない場合(注6)				
(技術的助言等)	・自然災害により被災した土地を被災前の地形に現状回復する行為				
	・建築物等の工作物を建築・築造する際の掘削・埋戻し				
	・建築物等の工作物を解体に伴う床掘及び埋戻し				
	<土石の堆積>				
	・試験、検査等のための試料の堆積				
	・屋根及び壁で囲まれた空間その他閉鎖された場所における土石の堆積				
	・岩石のみを堆積する土であって勾配が30度以下のもの				
	・主として土石に該当しない商品又は製品を製造する工場等の敷地内				
	において堆積された、商品又は製品の原材料となる土石 の堆積(注7)				

- 注 1:「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があった上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。)等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものをいいます。
- 注 2:「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指します。なお、請負契約を伴う工事にあっては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地(本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。)として取り扱います。
- 注 3:「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲と して、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当します。
- 注4: 工事の現場の付近における土石の堆積や、やむを得ず本体工事期間後も継続する土石の堆積については、許可不要となる条件に合致することを客観的に確認できる必要があることから、本体工事現場の管理者等は、管理体制等を記した看板の掲示を行ってください。
- 注 5:四方の土地に既設の水路等がある場合、既設の水路等の天端を基準(複数ある場合は、最も低い基準高)とする。
- 注 6:盛土による堤体を有する貯水池や調整池等の人工池を埋め立て場合等は、規制対象となります。
- 注 7:主たる商品又は製品が土石に該当する土質改良プラント等の工場等については、敷地内において商品又は製品の原材料となる土石を堆積する場合や、商品又は製品である土石を堆積する場合等は、規制対象となります。

1-6 その他届出を要する工事

1. 区域指定の際に既に行われている工事に関する届出

区域指定の際に、土地の形質変更等(表 1 – 6)に着手している工事は、盛土規制法に基づく法 1 2条又は法 3 0条の工事の許可又は法 2 7条の届出とは別に届出(以下、「規制区域時の届出」とします)が必要となります。

表1-6 規制区域時の届出に該当する工事

区分	具体的な内容	備考
土地の形質変更 (区域指定の際、現に工事着手しているもの) (法第21条第1項、法40条第1項)	《宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域》 ①盛土で、高さが1mを超える崖を生ずるもの ②切土で、高さが2mを超える崖を生ずるもの ③切土と盛土を同時に行う場合、盛土と切土を合わせて高さが2mを超える崖を生ずるもの(①、②を除く) ④盛土で、高さが2mを超えるもの(①~③を除く) ⑤盛土又は切土で、盛土又は切土をする土地の面積が500㎡を超えるもの(①~④を除く)	10-1 参照
土石の堆積 (区域指定の際、現に工事着手しているもの) (法第21条第1項、法40条第1項)	《宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域》 ① 高さが 2mを超える土石の堆積であって、土石の堆積を行う 土地の面積が 300 ㎡を超えるもの ② 当該土石の堆積を行う土地の面積が 500 ㎡を超えるもの	10-1 参照

2. 擁壁等に関する工事、公共施設用地の宅地化及び農地転用に関する届出

規制区域内において行う擁壁等に関する工事、公共施設用地の宅地及び農地転用は、盛土規制法に基づく法12条又は法30条の工事の許可又は法27条の届出とは別に届出が必要となります。

なお、法12条又は法30条の工事の許可及び法27条の届出を行っているものについては、対象外です。

表1-7 その他の届出に該当する工事

区分	具体的な内容	備考
擁壁等に関する工事 (法第21条第3項、法第40条第3項、 政令第26条第1項、政令34条)	擁壁もしくは崖面崩壊防止施設で高さが二メートルを超えるもの、地表水等を排除するための排水施設または地滑り抑止ぐい等の全部または一部の除却の工事	10-2 参照
公共施設用地の宅地化および農地転用 (法第21条第4項、法第40条第4項)		10-3 参照

1-7 都市計画法に関連した取扱いについて

盛土規制法第15条第2項及び法34条第2項において、都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項又は第2項の許可を受けたときは、盛土規制法の基づく許可を受けたものとみなすため、盛土規制法の許可を得る必要はありません。

なお、盛土規制法に基づく中間検査(「9-7 中間検査」参照)及び定期報告(「9-8 完了 検査」参照)は、都市計画法の許可を受けていても対象となります。

都市計画法で許可を得ている工事に関する事項は、都市計画法の窓口で対応しますので、ご注意ください。 ※中間検査及び定期報告についても、都市計画法の窓口に提出してください。

2 許可権者について

【法第12条、第30条に基づく許可権者】 岐阜県知事

3 許可等申請書の申請に当たって

3-1申請窓口

本県では、盛土規制法の許可等申請は、原則、電子申請としております。以下の「申請窓口(電子申請)」に申請をお願いします。なお、電子申請が困難な場合は、書類での申請も可能なため、「申請窓口(書類申請)」に申請をお願いします。

○申請窓口(電子申請)

電子申請の窓口は、岐阜県庁の建築指導課が担当しております。電子申請は、以下のリンクより申請をお願いします。

[申請担当]

都市建築部 建築指導課 盛土規制係 058-272-8631

[電子申請リンク]

URL(許可・届出申請) : 作成中(準備でき次第公表) URL(完了検査等) : 作成中(準備でき次第公表)

○申請窓口(書類申請)

書類での申請を行う場合の窓口は、現地の建築事務所及び岐阜県庁建築指導課となりますので、所管 区域の窓口をご確認の上、書類の提出による申請をよろしくお願いします。

なお、現地に提出した場合における審査(事前協議等を含む)は、建築指導課が行います。

表3-1 書類での申請書提出窓口(R7.4.1 時点)

窓口	連絡先			
	住所:〒500-8570			
建築指導課	岐阜市薮田南2-1-1 県庁11階			
	電話: 058-272-8631			
	住所:〒503-0838			
岐阜・西濃建築 事務所	大垣市江崎町422-3西濃総合庁舎内			
3-30/71	電話: 0584-73-1111			
	住所:〒505-8508			
中濃建築事務所	美濃加茂市古井町下古井2610-1可茂総合庁舎			
	電話番号: 0574-25-3111			
	住所:〒507-8708			
東濃建築事務所	多治見市上野町5-68-1東濃西部総合庁舎			
	電話番号: 0572-23-1111			
	住所:〒506-8688			
飛騨建築事務所	高山市上岡本町7-468飛騨総合庁舎			
	電話番号: 0577-33-1111			

[※]都市計画法で許可を得た盛土等は除く。

盛土規制法の申請にあたっての留意点

<共通(電子申請・書類申請)>

・盛土等を行う土地の許可権者が複数いる申請の場合は、申請先を調整するため、申請前に建築指導課までご連絡ください。

(例:岐阜県と岐阜市、岐阜県と愛知県など)

3-2許可申請等の流れ

※運用開始前であるため、 変更する可能性が有ります。

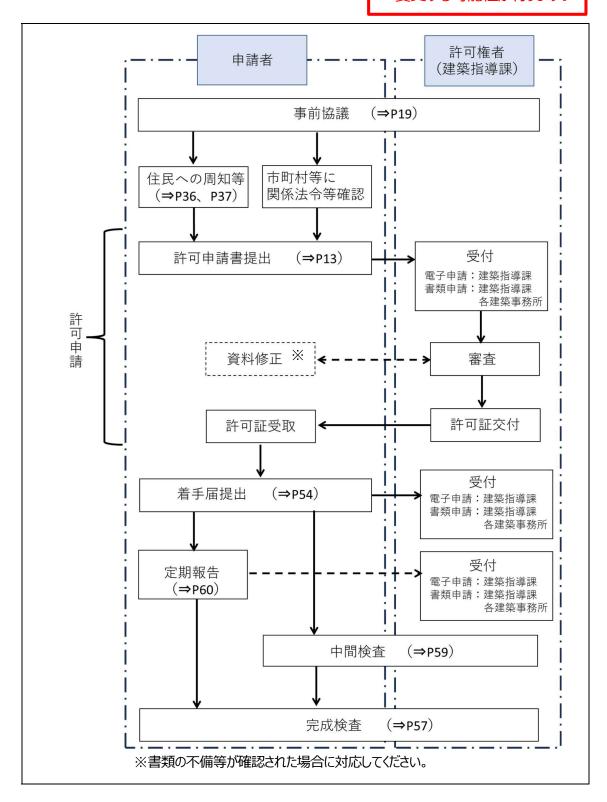


図3-1 事前協議から許可申請のフロー図

3-3 中間検査・定期報告の流れ

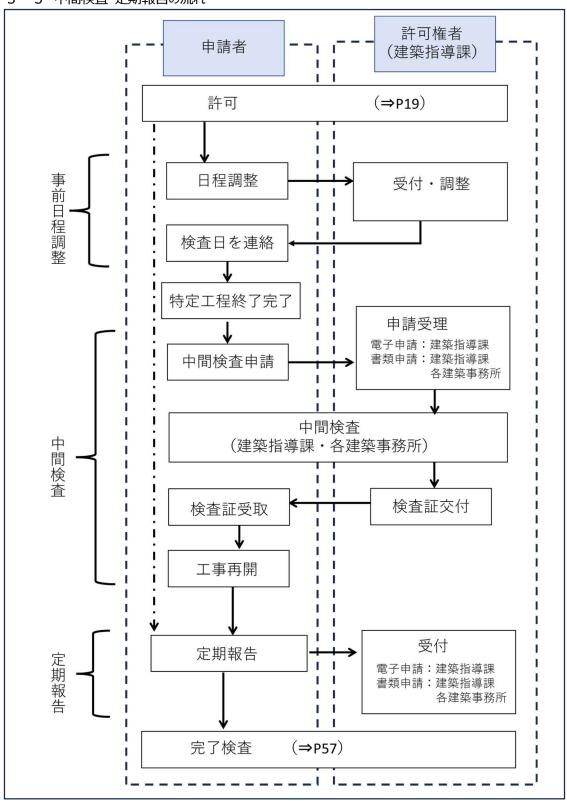


図3-2 完了検査フロー図

※運用開始前であるため、 変更する可能性が有ります。

3-4 完了検査等の流れ

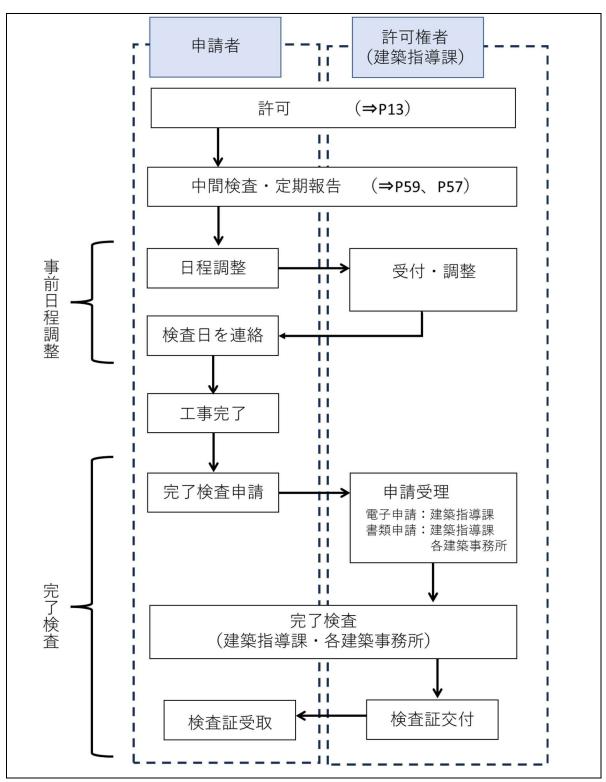


図3-3 完了検査フロー図

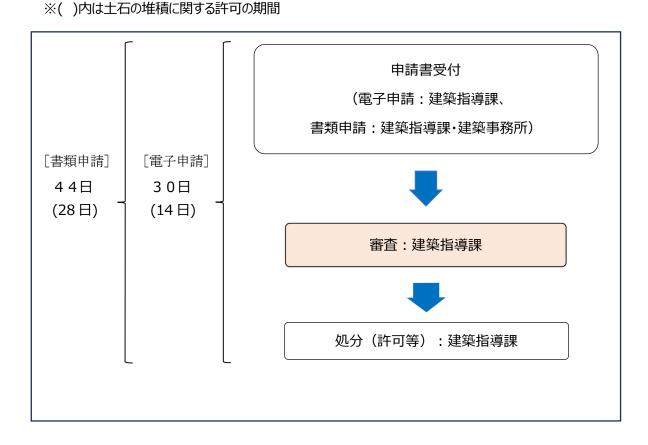
3 – 5	許可等申請手数料	
	条例	改正後に掲載

3-6 審査基準及び標準処理期間

盛土等に関する工事の許可に係る事務の期間は、次のとおり審査基準及び標準処理期間を定めています。

- 1.標準処理期間は、適正な申請を前提としているので、書類の不備等の是正を求めるための補正に要する期間は含まれません。
- 2.適正な申請であっても、審査のために必要な資料等の提供等を求める場合、その応答があるまでの期間は含まれません。
- 3.標準処理期間は、一般的な盛土等について、申請が提出されてから処分がされるまでの目安ですので、盛土等の規模及び構造計算等の確認項目等によっては、標準処理期間内に必ず処分がなされるとは限りません。

《標準処理期間(申請受付から当該申請に対する処分をするまでの期間)について》



4 事前協議

土地の形質変更及び土石の堆積に関する工事の許可を申請する前に、その計画について、事前に許可の要否や許可の見通しがあるのか確認等のため、図面等を添えて、下記フォームに入力又は郵送もしくは対面での協議等により事前協議をしてください。なお、事前協議は、任意申請となります。

URL: 作成中 (準備でき次第公表)

事前協議を実施後、許可申請までに、所在市町村や関係機関等に条例や法令等に関する確認を行うと共に、周辺地域の住民に対し、説明会の開催等により工事内容の周知が必要となります。(住民周知は「6-6 周辺住民への事前周知」参照)

5 許可申請書作成要領

5-1 許可申請に必要な部数について

盛土規制法 第12条1項又は法30条1項における宅地造成等に関する工事は、下記に基づいて、申請書を作成し、電子申請または岐阜県の窓口に提出してください。

なお、必要書類については、「5-2 許可申請書に必要な書類等(土地の形質変更)」及び「5-3 許可申請書に必要な書類等(土石の堆積)」に基づき作成すること。

表 5 - 1 申請書提出部数

区分	岐阜県知事許可		備 考
申請書(電子申請)	1式		なお、申請者への申請書類の返信は実施しないため、 申請書のデータの保管の取扱いを注意してください。
	正本	1部	
申請書(書類申請)	副本	1部	
	合計	2部	

5-2 許可申請書に必要な書類等 (土地の形質変更)

土地の形質変更に関する工事の許可申請に必要な書類及び図面の一覧は、次ページ以降に示す。

表 5 - 2 土地の形質変更に必要な書類一覧 ※備考記載に該当する場合のみ、添付。

衣5-				9 る場合のみ、冰州。
番号	書類の名称	内 容 等	様式	備考
1	許可申請書	・申請者、工事の概要等を記載	様式第二	(省令第7条第1項) ・記入項目について、「6-1 許可申請書(土地の形質変更)」を参照
2	図面	表 5 – 3 参照		
3	構造計算書等(擁壁)	・擁壁又は崖面崩壊防止施設の概要 (注1)・構造計画、応力算定及び断面算定	※ (注2)	・鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート 造の擁壁を設置する場合 (省令第7条第1項第2号) ・崖面崩壊防止施設の場合 (政令第14条、省令第31条)
	大臣認定擁壁 認定書等 (注3)	・大臣認定擁壁の認定書・大臣認定擁壁の認証証明書・設計条件が分かる資料	*	・大臣認定擁壁を使用している場合 (政令第 17 条)
4	構造計算書等 (地盤等)	・土質試験その他の調査の結果 ・試験に基づく安定計算書	*	 ・災害の生じるおそれが特に大きい土地において、高さ 15mを超える盛土をする場合(省令第7条第1項第3号) ・崖面を擁壁で覆わない場合(省令第7条第1項第4号)
5	設計者の資格に関する調査書	・高さが 5mを超える擁壁の設置 ・盛土又は切土をする土地の面積が 1,500 ㎡を超える土地における排 水施設の設置	細則様式 第 1	設計者の資格は、「3-3 資格を 有する者の設計対象、設計者資格」 を参照のこと
	(添付書類)	・卒業証明書・実務経歴証明書・資格、免許等の写し	参考様式	(省令第7条第1項第5号、細則第4条第2項、第18条)
6	申請地及びその 周辺の写真			(省令第7条第1項第6号)
7	申請者の確認 書類	〈個人の場合〉 ・住民票又は個人番号カード(番号を黒塗りしたもの)の写し 等 〈法人の場合〉 ・法人の登記事項証明書 ・役員の住民票又は個人番号カード (番号を黒塗りしたもの)の写し 等		(省令第7条第1項第7号又は第 8号)
	資金計画書		様式第三	
8	(添付書類)	〈個人の場合〉 ・最近3年間の所得税の納税証明書 〈法人の場合〉 ・事業経歴書(参考様式) ・最近3年間の法人税の納税証明書		(省令第7条第1項第9号)

番号	書類の名称	内 容 等	様式	備考
	土地の同意状 況調査票		細則様式第2	土地の同意の詳細については、「6 – 5 土地所有者等の同意について」を
9		土地の公図の写し		参照のこと
	(添付書類)	土地の登記事項証明書		(法12条第2項第4号、法30 条第2項第4号、省令第7条第1
		同意書(自署又は印鑑証明書)	参考様式	項第10号)
10	住民への周知 措置を講じたこと を証する書面 (注4)	(説明会開催の場合) ・開催の周知範囲が分かる位置図等 ・開催案内及び開催結果が分かる資料(議事録または議事要約、説明会に用いた資料等) 〈書面配布の場合〉 ・配布した書面 ・配布範囲が分かる位置図等 〈掲示及びインターネットによる場合〉 ・掲示場所が分かる位置図等 ・掲示状況の写真 ・閲覧ページの写し(URL 含む)		(省令第6条、第7条第1項第11号) ・周知する内容及び範囲は、「6 - 6周辺住民への事前周知」参照
		・事業経歴書	参考様式	・宅地造成等を行う土地の面積が1
11	工事施行者の 能力に関する書 類	・建設業の許可証明書	*	ヘクタール以上の工事・擁壁等(排水施設を除く)を設置する工事(法第12条第2項第3号、第30条第2項第3号)
1 2	誓約書	・破産手続の決定を受けて復権を得ない者等に該当しないことの誓約 ・暴力団員との関係を有しないことの誓約 誓約 等	参考様式	(法第 12 条第 2 項第 2 号、法第 30 条第 2 項第 2 号)
1 3	委任状	・申請者は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印(電子申請は、書類を電子化して申請。書類申請は、正本副本に上記の対応を行い、申請。)	※ 参考様式	・代理人が申請手続を行う場合
1 4	その他	・都道府県が必要と認める書類		

注1: 崖面崩壊防止施設の概要が分かる資料には、「擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象(盛土又は切土を した後の地盤の変動、地盤の内部への地下水の侵入又はその他、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象)」が 分かる書類を添付して下さい。

注2:大臣認定擁壁のみ使用しており、大臣認定擁壁認定書を提出する場合は、添付不要です。

注3:製造工場及び有効期間を明記されているものを添付してください。

注4: 渓流等において、高さ15mを超える盛土をする場合は、説明会開催が要件となります。

表5-3 土地の形質変更の申請図面について

番号	図面の名称	明示すべき事項	縮尺	備考
1	位置図	・方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	(省令第7条第1項第1号)
2	地形図	・方位及び土地の境界線	1/2,500 以上	等高線は、2mの標高差を示すものと すること。 (省令第7条第1項第1号)
3	土地の平面図	・方位及び土地の境界線並びに、盛 土又は切土をする土地の部分 ・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排 水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラ ウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500 以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。 (省令第7条第1項第1号)
4	土地の断面図	・盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500 以上	高低差の著しい箇所について作成すること。 (省令第7条第1項第1号)
5	土地の求積図	・許可申請に関連のある土地の全面 積、盛土又は切土をする土地の面 積	1/500 以 上	
6	排水施設の平面図	・排水区域の区域界並びに排水施設 の位置、種類、材料、形状、内のり 寸法、勾配、水の流れの方向、吐出 口の位置及び放流先の名称	1/500 以上	(省令第7条第1項第1号)
7	排水施設構造図	•構造詳細図		・流量計算書及び流域図を添付すること
8	崖の断面図	・崖の高さ、勾配及び土質(土質の 種類が二以上であるときは、それぞれ の土質及びその地層の厚さ)、盛土 又は切土をする前の地盤面並びに 崖面の保護の方法	1/50以上	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。 (省令第7条第1項第1号)
9	擁壁の断面図	・擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、 擁壁を設置する前後の地盤面、水 技穴の寸法及び間隔、基礎地盤の 土質並びに基礎ぐいの位置、材料及 び寸法	1/50以上	(省令第7条第1項第1号)
1 0	擁壁の背面図	・擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上	(省令第7条第1項第1号)

番号	図面の名称	明示すべき事項	縮尺	備考
11	崖面崩壊防止施設 の断面図	・崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上	(省令第7条第1項第1号)
1 2	崖面崩壊防止施設 の背面図	・崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴 の位置、材料及び内径並びに透水 層の位置及び寸法	1/50以上	(省令第7条第1項第1号)

5-3 許可申請書に必要な書類等(土石の堆積)

土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な書類及び図面の一覧は、次ページ以降に示す。

表 5 - 4 土石の堆積に必要な書類一覧 ※備考記載に該当する場合のみ、添付。

衣 5 - 4 番号	書類の名称	公安な青翔一寛 ※伽考記載に 内容等	様式	備考
1	許可申請書	・申請者、工事の概要等を記載	様式第四	(省令第7条第±2項) ・記入項目について、「6-2 許可申請書(土石の堆積)」を参照
2	図面	表 5 – 5参照		
3	構造計算書等(崩壊防止)	・措置の概要、構造計画、応力算定 及び断面計算等	※ (注2)	・土石の堆積を行う面(鋼板等を使用したものであって、勾配が 10 分の 1以下であるものに限る。)を有する 堅固な構造物、又は、堆積した土石 の滑動を防ぐため又は滑動する堆積 した土石を支えるための構造物を設 置等する場合 (省令第7条第2項第2号、第32 条)
4	構造計算書等(流出防止)	・措置の概要、構造計画、応力算定 及び断面計算等	※ (注2)	・堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等の設置措置を講ずる場合 (省令第7条第2項第3号、第34条第1項各号)
	大臣認定擁壁認定書(注3)	・大臣認定擁壁の認定書・大臣認定擁壁の認証証明書・設計条件が分かる資料	*	・大臣認定擁壁を使用している場合 (政令第 17 条)
5	申請地及びその 周辺の写真			(省令第7条第2項第4号)
6	申請者の確認書 類	〈個人の場合〉 ・住民票又は個人番号カード(番号を黒塗りしたもの)の写し 〈法人の場合〉 ・法人の登記事項証明書 ・役員の住民票又は個人番号カード (番号を黒塗りしたもの)の写し		(省令第7条第2項第5号又は第 6号)
	資金計画書		様式第五	
7	(添付書類)	〈個人の場合〉 ・最近3年間の所得税の納税証明書 〈法人の場合〉 ・事業経歴書(参考様式) ・最近3年間の法人税の納税証明書		(省令第7条第2項第7号)
8	土地の同意状況 調査票		細則様式 第2	土地の同意の詳細については、「6 - 5 土地所有者等の同意について」を

番号	書類の名称	内 容 等 様式		備考
		土地の公図の写し		参照のこと (法12条第2項第4号、法第3
	(添付書類)	土地の登記事項証明書		0条第2項第4号、省令第7条第 2項第8号、)
		同意書(自署又は印鑑証明書)	参考様式	
9	住民への周知措置を講じたことを証する書面(注4)	(説明会開催の場合) ・開催の周知範囲が分かる位置図等 ・開催案内及び開催結果が分かる資料(議事録または議事要約、説明会に用いた資料等) 〈書面配布の場合〉 ・配布した書面・配布範囲が分かる位置図等 〈掲示及びインターネットによる場合〉 ・掲示場所が分かる位置図等 ・掲示状況の写真 ・閲覧ページの写し(URL含む)		(省令第6条、第7条第2項第9号) ・周知する内容及び範囲は、「6-6 周辺住民への事前周知」参照
		・事業経歴書	参考様式	・宅地造成等を行う土地の面積が1
1 0	工事施行者の能 力に関する書類	・建設業の許可証明書	*	ヘクタール以上の工事・擁壁等(排水施設を除く)を設置する工事(本法第12条第2項第3号及び第30条第2項第3号)
11	誓約書	・破産手続の決定を受けて復権を得ない者等に該当しないことの誓約 ・暴力団員との関係を有しないことの 誓約 等	参考様式	(本法第 12 条第 2 項第 2 号)
1 2	委任状	・申請者は実印朱肉で捺印又は自 署、代理人は朱肉で捺印(電子申 請は、書類を電子化して申請。書類 申請は、正本副本に上記の対応を 行い、申請。)	※ 参考様式	・代理人が申請手続を行う場合
1 3	その他	・都道府県知事が必要と認める書類		

注 1: 崖面崩壊防止施設の概要が分かる資料には、「擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象(盛土又は切土を した後の地盤の変動、地盤の内部への地下水の侵入又はその他、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象)」が 分かる書類を添付して下さい。

注2:大臣認定擁壁のみ使用しており、大臣認定擁壁認定書を提出する場合は、添付不要です。

注3:製造工場及び有効期間を明記されているものを添付してください。

注4:災害の生じるおそれが特に大きい土地において、高さ 15mを超える盛土をする場合は、説明会開催が要件となります。

表5-5 土石の堆積の申請図面について

番号	図面の名称	明示すべき事項	縮尺 備考	
1	位置図	・方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	(省令第7条第1項第1号)
2	地形図	・方位及び土地の境界線	1/2,500 以上	等高線は、2mの標高差を示すものと すること。 (省令第7条第1項第1号)
3	土地の平面図	・方位及び土地の境界線並びに勾配が 10分の1を超える土地における 堆積した土石の崩壊を防止するため の措置を講ずる位置及び当該措置 の内容・空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置(排水施設等)を講ずる位置及び当該措置の内容・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	における するため	
4	土地の断面図	・土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500 以 上	(省令第7条第1項第1号)
5	土地の求積図	・許可申請に関連のある土地の全面 積、盛土又は切土をする土地の面	1/500 以 上	(細則第4条第1項第2号)
6	擁壁の断面図	・擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、 擁壁を設置する前後の地盤面、水 抜穴の寸法及び間隔、基礎地盤の 土質並びに基礎ぐいの位置、材料及 び寸法	1/50以上	(省令第7条第1項第1号)
7	排水構造図	•構造詳細図		・流量計算書及び流域図を添付すること

6 許可等申請書の留意事項

6-1 許可申請書(土地の形質変更)

盛土規制法の許可申請においては、土地の形質変更の「1. 許可申請書」について、以下の項目を記入すること。

表6-1 記載事項等(許可:土地の形質変更)

	記載事項・留意事項等
1欄	・工事の実施主体者の住所・氏名を記載すること。
工事主住所氏名	(押印不要)
2欄	
設計者住所氏名	
3欄工事施行者住所氏名	・工事を現地で実際に施行する者(請負契約によらないで、自らその工事を施行する者も含む)の住所・氏名を記載すること。
4欄 土地の所在地及び地番(代表地 点の緯度経度)	 ・申請地内の土地のすべての地番を記載すること。 (記載欄に記載できない場合は、別紙に記載すること。) ・代表地点の緯度経度については、申請地の中で、面積が最大である地番を代表地点として記載すること。なお、位置を正確に表すため、秒については少数第二位を四捨五入し、少数第一位まで記載すること。 ・緯度経度を調べる際には、現地での計測のほか、国土地理院が公表している地理院地図で確認する等の方法がある。 ・申請地が複数工区に分かれる場合は、工区別に工区内の土地のすべての地番及び緯度経度を記載すること。
5欄 土地の面積	・許可申請に関連のある土地の総面積であって、盛土、切土を行わない範囲を含む。・申請地を複数工区に分けたときは、工区毎に面積を記載すること。
6欄 工事着手前の土地利用状況	
7欄 工事完了後の土地利用	
8 欄 盛土のタイプ	・盛土のタイプは、「平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土」から選択すること。(複数選択可)
9欄 土地の地形	 「渓流等」として定める土地は次に該当するものをいう。 (1) 山間部における、河川の流水が継続して存する土地 (2) 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が(1) の土地に類する状況を呈している土地 (3) (1)、(2)の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地 「渓流等」の範囲とは、渓床 10 度以上の勾配を呈し、0 次谷を含む一連の谷地地形であり、その底部の中心線からの距離が 25 メートル以内の範囲を基本とする。

		記載事項・留意事項等
	イ 盛土又は切土の高さ	・盛土の最下端から最上端まで又は切土の最上端から最下端までの垂直高さを記載すること。 ・盛土と切土を同時に行う場合は、最上端から最下端までの垂直高さを記載すること。
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	・盛土又は切土をする前後の地盤面の高さが 30 センチを超える部分の面積を記載すること。(手数料の面積)
10	八 盛土又は切土の土量	・盛土又は切土の総土量を記載すること。 ・場内で土砂を移動する場合は、盛土と切土双方に土量を記載すること。
欄	二 擁壁	
_	木 崖面崩壊防止施設	
事	へ 排水施設	
り の	ト 崖面の保護の方法	
概要	チ 崖面以外の地表面の保護の方法	のり面保護工による措置を講じた場合は、その旨を記載すること。
	リ 工事中の危害防止のための措置	
	ヌ その他の措置	
	ル 工事着手予定年月日	・工事の着手予定年月日を記載すること。
	ヲ 工事完了予定年月日	・工事の完了予定年月日を記載すること。
	ワ 工程の概要	・工程表を添付すること。
11 欄 その他必要な事項		・他法令による許認可の状況を全て記載すること。

6-2 許可申請書(土石の堆積)

盛土規制法の許可申請においては、土石の堆積の「1.許可申請書」について、以下の項目を記入すること。

表6-2 記載事項等(許可:土石の堆積)

17.	0 - 2 記載事項等(計列			
		記載事項・留意事項等		
1欄		・工事の実施主体者の住所・氏名を記載すること。		
工事主住所氏名		(押印不要)		
2 欄	l			
設計	者住所氏名			
3 欄		・工事を現地で実際に施行する者(請負契約によらないで、自らその工事を施行		
工事	施行者住所氏名	する者も含む)の住所・氏名を記載すること。		
		・申請地内の土地のすべての地番を記載すること。(記載欄に記載できない場合は、別紙に記載すること。)・代表地点の緯度経度については、申請地の中で、面積が最大である地番を代		
4欄	 の所在地及び地番(代表地	表地点として記載すること。なお、位置を正確に表すため、秒については少数第 二位を四捨五入し、少数第一位まで記載すること。		
	緯度経度)	・緯度経度を調べる際には、現地での計測のほか、国土地理院が公表している地理院地図で確認する等の方法がある。		
		・申請地が複数工区に分かれる場合は、工区別に工区内の土地のすべての地番 及び緯度経度を記載すること。		
5 欄	ı	・許可申請に関連のある土地の総面積であって、土石の堆積を行わない範囲を含		
	の面積	む。 ・申請地を複数工区に分けたときは、工区毎に面積を記載すること。		
6欄工事	 の目的			
7	イ 土石の堆積の最大堆積 高さ	・土石を堆積する高さの最大値を記載すること。		
欄	ロ 土石の堆積を行う土地の	・土石を堆積する面積の最大値を記載すること。		
_	面積	(手数料の面積)		
工事の	八 土石の堆積の最大堆積 土量	・土石を堆積する土量の最大値を記載すること。		
概	二 土石の堆積を行う土地の 最大勾配			
要	ホ 勾配が十分の一を超える			
	土地における堆積した土石			
	の崩壊を防止するための措			
	置			
	へ 土石の堆積を行う土地に			
	おける地盤の改良その他の			
	おける地盤の改良その他の			

	必要な措置	
	ト空地の設置	
	チ 雨水その他の地表水を有	
	効に排除する措置	
	リ 堆積した土石の崩壊に伴	
	う土砂の流出を防止する措	
	置	
	ヌ 工事中の危害防止のため	
	の措置	
	ル その他の措置	
	ヲ 工事着手予定年月日	・工事の着手予定年月日を記載すること。
	ワ 工事完了予定年月日	・工事の完了予定年月日を記載すること。
	カ 工程の概要	・工程表を添付すること。
8欄		・他法令による許認可の状況を全て記載すること。
その	也必要な事項	

6-3 工事の技術的基準

土地の形質変更及び土石の堆積に関する工事の技術的基準の内容は、下表のとおりです。

本県では、盛土規制法に基づき申請された盛土等の許可に関して、法令の定めに従って判断するための 技術的な審査基準を策定しています。詳細は、「技術ガイドライン」を岐阜県のホームページで公表していま すので、参照ください。

(ダウンロード:岐阜県HP 技術ガイドライン)

URL:作成中 (準備でき次第公表)

(ダウンロード: 国HP 盛土等防災マニュアル)

https://www.mlit.go.jp/toshi/web/content/001611436.pdf

表6-3 土地の形質変更に関する工事の技術的基準

(法第13条第1項、法第31条第1項、政令第7条~第18条)

技術的基準 政 令		内容
	第7条第1項(1)	盛土をした後の地盤に雨水その他の排水又は地下水の浸
		透による緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	第7条第1項(2)	著しく傾斜している土地に盛土をする場合の滑り対策(段
		切りその他の措置)について
	第7条第2項(1)	盛土又は切土により生じる崖の上端の地盤面における雨
 地盤について講ずる措置に関		水その他の地表水に対する措置について
であるもの		山間部おける河川の流水が継続している土地その他省令
9.2007	 第7条第2項(2)	(第 12 条各号)の土地において、高さ 15mを超える盛
	为 / 未为 2 块(2)	土の地盤の安定の保持の確認(土質検査等又は試験に
		基づく地盤の安定計算)について
	第7条第2項(3)	切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合の滑
		り対策(地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措
		置) について
	第8条	擁壁の設置が必要な崖面について
	第9条~第13条	擁壁の構造について
擁壁の設置に関するもの		(鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、練積み造)
	第17条	国土交通大臣認定による特殊材料又は構法の擁壁につ
		いて (注1)
崖面崩壊防止施設の設置に	第14条第1項(1)	崖面崩壊防止施設の設置が必要な場合について
関するもの	第14条第1項(2)	崖面崩壊防止施設の構造について
	笠 1 万 夕 笠 1 ा石	擁壁で覆われない崖面の風化等による侵食からの保護に
崖面及びその他の地表面につ	第 15 条第 1 項	ついて(石張り、芝張り、モルタル吹付け等)
いて講ずる措置に関するもの	第 15 条第 2 項	地表面(注 2)の雨水その地表水からの浸食からの保護
		について (植栽、芝張り、板柵工等)
排水施設の設置に関するもの	第16条	排水施設の構造、機能について

注 1: 国土交通大臣による認定擁壁一覧の詳細は、国土交通省ホームページで公表されています。 https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000060.html

注 2:特定盛士等に関する工事の技術的基準は、「地表面」を「地表面及び農地等における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えて適用します。(政令第18条)

表 6 - 4 土石の堆積に関する工事の技術的基準

(法第13条第1項、法第31条第1項、政令第19条)

技術的基準	政 令	内 容
	第19条第1項(1)	勾配の制限について(勾配 1/10 以下)
	第19条第1項(2)	地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する
		措置(地盤改良等)について
	第19条第1項(3)	堆積した土石の周囲に設ける空地について
土石の堆積に伴い必要とな	第19条第1項(4)	堆積した土石の周囲に設ける柵について
る措置に関するもの	第 19 条第 1 項(5)	雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊に対する
		措置について
		堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置する
	第19条第2項	ことその他の措置を講ずる場合における第 19 条第 1 項第
		3 号及び第 4 号の適用除外について

6-4 設計者の資格を証する書類

- 1. 資格を有する者の設計対象工事
 - (法第13条第2項、法31条第2項、政令第21条、政令第31条第1項)
 - ・高さが5mを超える擁壁の設置
 - ・盛土又は切土をする土地の面積(許可対象面積)が 1,500 ㎡を超える土地における排水施設の 設置
- 2. 設計者資格(法第13条第2項、法31条第2項、政令第22条、政令第31条第2項、省令 第35条、建設省告示第1005号)
 - 上記1の工事については、下記の①から⑤のいずれかに該当する者の設計によらなければなりません。
 - ①学校教育法による大学(短期大学を除く。)又は旧大学令による大学において、正規の土木又は 建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して2年以上の実務の経験を有 する者
 - ②学校教育法による短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限3年の課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者
 - ③②に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して4年以上の実務の経験を有する者
 - ④学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して7年以上の実務の経験を有する者
 - ⑤国土交通大臣が①から④のいずれかに該当するものと同等以上の知識及び経験を有する者であると 認めた者
 - ア 学校教育法による大学(短期大学を除く。)の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学の大学院若しくは研究科に1年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して1年以上の実務の経験を有する者
 - イ 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)又は水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)とするものに合格した者(技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成十五年文部科学省令第三十六号)の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)とするも

のに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成二十九年文部科学省令 第四十五号)の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を農業部門(選択 科目を「農業土木」とするものに限る。)とするものに合格した者を含む。)

- ウ 建築十法による一級建築十の資格を有する者
- エ 土木又は建築の技術に関して 10 年以上の実務の経験を有する者で都市計画法施行規則第 19条第1号トに規定する講習を修了したもの
- オ アからエのいずれかに該当する者のほか、国土交通大臣が政令第 22 条第 1 号から第 4 号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

6-5 土地所有者等の同意について

工事の許可申請において、あらかじめ、当該宅地造成等に関する工事をしようとする土地(申請する土地)の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていることが必要です。

ただし、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項に規定する土地区画整理 事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として以下の事業の施行に伴うもの を除く。

- ・土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項に規定する土地区画整理事業
- ・土地収用法(昭和26年法律第219号)第26条第1項の規定による告示(他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。)に係る事業
- ・都市再開発法(昭和44年法律第38号)第2条第1号に規定する第一種市街地再開発事業
- ・大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)第2条第4号に規定する住宅街区整備事業
- ・密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第2条第5号に規定する防災街区整備事業
- ・所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)第2条第3項に規定する地域福利増進事業のうち同法第19条第1項に規定する使用権設定土地において行うもの

6-6 周辺住民への事前周知

工事主は、盛土規制法の許可の申請をするときは、あらかじめ、以下で定めるところにより、宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該宅地造成等に関する工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければなりません。

1. 周辺住民への事前周知方法

周辺住民への事前周知は、以下の①~③のいずれかの方法により実施してください。

- ① 宅地造成等に関する工事の内容についての説明会を開催すること。
- ② 宅地造成等に関する工事の内容を記載した書面を、当該工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に配布すること。
- ③ 宅地造成等に関する工事の内容を当該工事の施行に係る土地又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容をインターネットを利用して住民の閲覧に供すること。

ただし、渓流等(以下のア〜ウの土地)において、高さ15mを超える盛土を行う場合は、①の説明会の開催が必須となります。

- ア 山間部における、河川の流水が継続して存する土地
- イ 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況がアの土地に類する状況を呈している土地
- ウ ア、イの土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が 集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

2. 周辺住民への周知する工事内容について 周辺住民への周知する工事内容は、次のとおりである。

表 6 - 5 周辺住民への周知する工事内容

区分	周知する工事の具体的内容		
土地の形質変更	①工事主の氏名又は名称		
	②工事が施行される土地の所在地		
	③工事施行者の氏名又は名称		
	④工事の着手予定日及び完了予定日		
	⑤盛土又は切土の高さ		
	⑥盛土又は切土をする土地の面積		
	⑦盛土又は切土の土量		
	®その他都道府県等が必要と認める事項		
土石の堆積	①工事主の氏名又は名称		
	②工事が施行される土地の所在地		
	③工事施行者の氏名又は名称		
	④工事の着手予定日及び完了予定日		
	⑤土石の堆積の最大堆積高さ		
	⑥土石の堆積を行う土地の面積		
	⑦土石の堆積の最大堆積土量		
	⑧その他都道府県等が必要と認める事項		

3. 周辺住民への周知する範囲について

周辺住民への周知する範囲は、以下の「盛土の区分」毎に「住民への周知を行う範囲の考え方」のいずれかの範囲を実施する

表 6 - 6 周辺住民への周知する範囲

住民への周知を行う範囲の考え方 土等(切土)の境界(法尻)から盛土等(切土)の最大高さhに対し K平距離 2 h 以内の範囲(※参考図 L の範囲) 土等を行う土地の隣接地 土等を行う土地の境界から水平距離数十メートル程度の範囲 土等を行う土地が属する自治会等の範囲 考図) 法尻からの水平距離 L≦2 h L 地盤勾配1/10未満		
K平距離 2 h 以内の範囲(※参考図 L の範囲) 上等を行う土地の隣接地 上等を行う土地の境界から水平距離数十メートル程度の範囲 上等を行う土地が属する自治会等の範囲 考図》 法尻からの水平距離 L≦ 2 h		
上等を行う土地の隣接地 上等を行う土地の境界から水平距離数十メートル程度の範囲 上等を行う土地が属する自治会等の範囲 考図》 法尻からの水平距離 L≦2h L≤2h L≤2h		
上等を行う土地の境界から水平距離数十メートル程度の範囲 上等を行う土地が属する自治会等の範囲 考図》		
上等を行う土地が属する自治会等の範囲 考図》 法尻からの水平距離 L≦2h		
考図》		
法尻からの水平距離 L≦2h L k h		
法尻からの水平距離 L≦2 h		
L≦2h		
L≧Zn		
地盤勾配1/10未満		
地面为此1/10不凋		
・盛土のり肩までの高さhに対して盛土のり肩から下方の水平距離 5h以内の		
範囲(※参考図Iの範囲)		
・盛土を行う土地の境界から下流方向に水平距離 50 メートル〜数百メートル		
程度の範囲		
・上記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会等の範囲		
考図》		
のり肩から下方の水平距離 Ⅰ		
I ≦ 5 h のり肩までの高さ		
1 ≦ 5 h のり肩までの高さ h		
*		
売の渓床勾配が2度以上の範囲(※参考図)		
記範囲の中ににその全部または一部が含まれる自治会等の範囲		
考図》		
渓床勾配2度以上の範囲		
渓床勾配 2 度以上の範囲		

7 届出書作成要領

7-1 届出に必要部数について

特定盛土等規制区域において、法第 27 条第 1 項に基づき届出を提出する場合は、下記に基づいて届出書を作成し、岐阜県の申請窓口へ提出してください。

ただし、法第30条第1項の許可、法第35条第1項の変更許可、法第35条第2項の届出、及び都市計画法に基づく開発許可を受けたものは除きます。

なお、必要書類については、 $\begin{bmatrix} 7-2 \end{bmatrix}$ 届出書に必要な書類等(土地の形質変更)」及び $\begin{bmatrix} 7-3 \end{bmatrix}$ 届出書に必要な書類等(土石の堆積)」に基づいて作成すること。

表 7 - 1 届出書提出部数

区分	岐阜県知事届出		備 考	
届出書(電子申請)	1式		なお、申請者への申請書類の返信は実施しないため、 申請書のデータの保管の取扱いを注意してください。	
	正本	1部		
届出書(書類申請)	副本	1部		
	合計	2部		

7-2 届出書に必要な書類等(土地の形質変更)

法27条1項における土地の形質変更に関する工事の届出に必要な書類及び図面の一覧は、次ページ以降に示す。

表7-2 土地の形質変更に必要な書類一覧 ※備考記載に該当する場合のみ、添付。

番号	書類の名称	内 容 等	様式	備考	
1	届出書	・届出者、工事の概要等を記載	様式第十九	(省令第58条第1項) ・記入項目について、「7-4 届出書 (土地の形質変更)」を参照	
2	図面	表7-3参照			
3	申請地及びその 周辺の写真		(省令第 58 条第 1 項第 1		
4	届出者の確認書類	〈個人の場合〉 ・住民票又は個人番号カード(番号を黒塗りしたもの)の写し 〈法人の場合〉 ・法人の登記事項証明書 ・役員の住民票又は個人番号カード (番号を黒塗りしたもの)の写し		(省令第 58 条第1 項第1号)	
5	委任状	・届出者は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印(電子申請は、書類を電子化して申請。書類申請は、正本副本に上記の対応を行い、申請。)	*	・代理人が申請手続を行う場合	
6	その他	・都道府県知事が必要と認める書類			

表7-3 土地の形質変更の変更図面について

番号	図面の名称	明示すべき事項	縮尺	備考
1	位置図	・方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	(省令第7条第1項第1号)
2	地形図	・方位及び土地の境界線	1/2,500 以上	等高線は、2mの標高差を示すものと すること。 (省令第7条第1項第1号)
3	土地の平面図	・方位及び土地の境界線並びに、盛 土又は切土をする土地の部分 ・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排 水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラ ウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500 以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。 (省令第7条第1項第1号)
4	土地の断面図	・盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500 以上	高低差の著しい箇所について作成すること。 (省令第7条第1項第1号)

番号	図面の名称	明示すべき事項	縮尺	備考	
5	土地の求積図	・許可申請に関連のある土地の全面 積、盛土又は切土をする土地の面 積	1/500 以 上		
6	排水施設の平面図	・排水区域の区域界並びに排水施設 の位置、種類、材料、形状、内のり 寸法、勾配、水の流れの方向、吐出 口の位置及び放流先の名称	1/500 以上	(省令第7条第1項第1号)	
7	排水施設構造図	・構造詳細図		・流量計算書及び流域図を添付すること	
8	崖の断面図	・崖の高さ、勾配及び土質(土質の 種類が二以上であるときは、それぞれ の土質及びその地層の厚さ)、盛土 又は切土をする前の地盤面並びに 崖面の保護の方法	1/50以上	擁壁で覆われる崖面については、土質 に関する事項は示すことを要しない。 (省令第7条第1項第1号)	
9	擁壁の断面図	・擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、 擁壁を設置する前後の地盤面、水 抜穴の寸法及び間隔、基礎地盤の 土質並びに基礎ぐいの位置、材料及 び寸法	1/50以上	(省令第7条第1項第1号)	
1 0	擁壁の背面図	・擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及 び内径並びに透水層の位置及び寸 法	1/50以上	0以上(省令第7条第1項第1号)	
1 1	崖面崩壊防止施設 の断面図	・崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上	(省令第7条第1項第1号)	
1 2	崖面崩壊防止施設 の背面図	・崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴 の位置、材料及び内径並びに透水 層の位置及び寸法			

7-3 届出書に必要な書類等(土石の堆積)

法27条における土石の堆積に関する届出に必要な書類及び図面の一覧は、次ページ以降に示す。

表7-4 土石の堆積に必要な書類一覧 ※備考記載に該当する場合のみ、添付。

番号	書類の名称	内 容 等	様式	備考
1	届出書	・届出者、工事の概要等を記載	様式第二十	(省令第58条第2項) ・記入項目について、「7-5 届出書 (土石の堆積)」を参照
2	図面	表7 – 5参照		(省令第58条第2項第1号)
3	申請地及びその 周辺の写真			(省令第58条第2項第1号)
4	届出者の確認 書類	〈個人の場合〉 ・住民票又は個人番号カード(番号を黒塗りしたもの)の写し 〈法人の場合〉 ・法人の登記事項証明書 ・役員の住民票又は個人番号カード (番号を黒塗りしたもの)の写し		
5	委任状	・届出者は実印朱肉で捺印又は自 署、代理人は朱肉で捺印(電子申 請は、書類を電子化して申請。書類 申請は、正本副本に上記の対応を 行い、申請。)	*	・代理人が申請手続を行う場合
6	その他	・都道府県知事が必要と認める書類		

表7-5 土石の堆積の申請図面について

番号	図面の名称	明示すべき事項	縮尺	備考
1	位置図	・方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	(省令第7条第1項第1号)
2	地形図	・方位及び土地の境界線	1/2,500 以上	等高線は、2mの標高差を示すものと すること。 (省令第7条第1項第1号)
3	土地の平面図	・方位及び土地の境界線並びに勾配が 10分の1を超える土地における 堆積した土石の崩壊を防止するため の措置を講ずる位置及び当該措置 の内容・空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置(排水施設等)を講ずる位置及び当該措置の内容・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	1/500 以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。 (省令第7条第2項第1号)
4	土地の断面図	・土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500 以 上	(省令第7条第1項第1号)
5	土地の求積図	・許可申請に関連のある土地の全面 積、盛土又は切土をする土地の面	1/500 以 上	
6	擁壁の断面図	・擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、 擁壁を設置する前後の地盤面、水 抜穴の寸法及び間隔、基礎地盤の 土質並びに基礎ぐいの位置、材料及 び寸法	1/50以上	(省令第7条第1項第1号)
7	排水施設構造図	•構造詳細図		・流量計算書及び流域図を添付すること

7-4 届出書(土地の形質変更)

盛土規制法の届出においては、土地の形質変更の「1. 許可申請書」について、以下の項目を記入すること。

表7-6 記載事項等 (届出:土地の形質変更)

	記載事項・留意事項等
1欄 工事主住所氏名	・工事の実施主体者の住所・氏名を記載すること。 (押印不要)
2欄 設計者住所氏名	
3欄工事施行者住所氏名	・工事を現地で実際に施行する者(請負契約によらないで、自らその工事を施行する者も含む)の住所・氏名を記載すること。
4欄 土地の所在地及び地番(代表地 点の緯度経度)	 ・申請地内の土地のすべての地番を記載すること。 (記載欄に記載できない場合は、別紙に記載すること。) ・代表地点の緯度経度については、申請地の中で、面積が最大である地番を代表地点として記載すること。なお、位置を正確に表すため、秒については少数第二位を四捨五入し、少数第一位まで記載すること。 ・緯度経度を調べる際には、現地での計測のほか、国土地理院が公表している地理院地図で確認する等の方法がある。 ・申請地が複数工区に分かれる場合は、工区別に工区内の土地のすべての地番及び緯度経度を記載すること。
5 欄 土地の面積	・届出に関連のある土地の総面積であって、盛土、切土を行わない範囲を含む。 ・申請地を複数工区に分けたときは、工区毎に面積を記載すること。
6欄 工事着手前の土地利用状況	
7 欄 工事完了後の土地利用	
8欄 盛土のタイプ	・盛土のタイプは、「平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土」から選択すること。 (複数選択可)
9欄 土地の地形	・「渓流等」として定める土地は次に該当するものをいう。 (1) 山間部における、河川の流水が継続して存する土地 (2) 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が(1) の土地 に類する状況を呈している土地 (3) (1)、(2)の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水 地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが 大きい土地 ・「渓流等」の範囲とは、渓床 10 度以上の勾配を呈し、0 次谷を含む一連の谷 地地形であり、その底部の中心線からの距離が 25 メートル以内の範囲を基本 とする。

	イ 盛土又は切土の高さ	・盛土の最下端から最上端まで又は切土の最上端から最下端までの垂直高さを 記載すること。 ・盛土と切土を同時に行う場合は、切土の最上端から盛土の最下端までの垂直 高さを記載すること。
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	・盛土又は切土をする前後の地盤面の高さが 30 センチを超える部分の面積を記載すること。(手数料の面積)
10	八 盛土又は切土の土量	・盛土又は切土の総土量を記載すること。 ・場内で土砂を移動する場合は、盛土と切土双方に土量を記載すること。
欄	二 擁壁	
	木 崖面崩壊防止施設	
I	へ 排水施設	
事	ト 崖面の保護の方法	
の概	チ 崖面以外の地表面の保護の方法	のり面保護工による措置を講じた場合は、その旨を記載すること。
要	リ 工事中の危害防止のため	
	の措置	
	ヌ その他の措置	
	ル 工事着手予定年月日	・工事の着手予定年月日を記載すること。
	ヲ 工事完了予定年月日	・工事の完了予定年月日を記載すること。
	ワ 工程の概要	・工程表を添付すること。
11 札	東	・他法令による許認可の状況を全て記載すること。
その化	也必要な事項	

7-5 届出書(土石の堆積)

盛土規制法の届出においては、土石の堆積の「1. 許可申請書」について、以下の項目を記入すること。

表7-7 記載事項等(届出:土石の堆積)

表 / - / 記載	事	記載事項・留意事項等			
4 488					
1欄		・工事の実施主体者の住所・氏名を記載すること。			
工事主住所氏名		(押印不要)			
2欄					
設計者住所氏名					
3欄		・工事を現地で実際に施行する者(請負契約によらないで、自らその工事を施行			
工事施行者住所氏	名	する者も含む)の住所・氏名を記載すること。			
		・申請地内の土地のすべての地番を記載すること。			
		(記載欄に記載できない場合は、別紙に記載すること。)			
4欄		・代表地点の緯度経度については、申請地の中で、面積が最大である地番を代表地点として記載すること。なお、位置を正確に表すため、秒については少数第			
土地の所在地及び	が地番(代表地	二位を四捨五入し、少数第一位まで記載すること。			
点の緯度経度)		・緯度経度を調べる際には、現地での計測のほか、国土地理院が公表している地			
派・バースパエスグ		理院地図で確認する等の方法がある。			
		・申請地が複数工区に分かれる場合は、工区別に工区内の土地のすべての地番			
E 188		及び緯度経度を記載すること。			
5欄		・届出に関連のある土地の総面積であって、土石の堆積を行わない範囲を含む。			
土地の面積		・申請地を複数工区に分けたときは、工区毎に面積を記載すること。			
6欄					
工事の目的					
7 イ 土石の堆	積の最大堆積	・土石を堆積する高さの最大値を記載すること。			
欄高さ		・上口で生情する同Cの取入間で記載すること。			
□ 土石の堆	積を行う土地の	・土石を堆積する面積の最大値を記載すること。			
工 面積		(手数料の面積)			
事 八 土石の堆	種の最大堆積				
の 土量		・土石を堆積する土量の最大値を記載すること。 			
概二十五の堆	積を行う土地の				
要最大勾配					
ホ 勾配が十	分の一を超える				
土地におけ	る堆積した土石				
の崩壊を防	5止するための措				
置					

	• +T-0+#1=+%==++#1=	
	へ 土石の堆積を行う土地に	
	おける地盤の改良その他の	
	必要な措置	
	ト空地の設置	
	チ 雨水その他の地表水を有	
	効に排除する措置	
	リ 堆積した土石の崩壊に伴	
	う土砂の流出を防止する措	
	置	
	ヌ 工事中の危害防止のため	
	の措置	
	ル その他の措置	
	ヲ 工事着手予定年月日	・工事の着手予定年月日を記載すること。
	ワ 工事完了予定年月日	・工事の完了予定年月日を記載すること。
	カ 工程の概要	・工程表を添付すること。
8欄]	・他法令による許認可の状況を全て記載すること。
その	他必要な事項	

8 変更申請書作成要領

8-1 許可に係る変更許可申請について

法12条又は法30条で許可を受けた工事について、法16条1項又は法35条1項に基づく変更を行う場合は、以下の軽微な変更に該当する場合を除き、変更申請書を作成し、岐阜県の申請窓口へ提出してください。

軽微な変更(下記の①又は②に該当する変更を実施する場合)

- ①工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ②工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更(土石の堆積に関する工事については、 当該変更後の丁事予定期間が当該変更前の丁事予定期間を超えないものに限る。)

なお、軽微な変更の場合は、「8-2 軽微な変更における届出書作成要領」により対応してください。

表8-1 変更許可申請書提出部数

区分	岐阜県知事許可		備 考
申請書(電子申請)	1式		なお、申請者への申請書類の返信は実施しないため、 申請書のデータの保管の取扱いを注意してください。
	正本	1部	
申請書(書類申請)	副本	1部	
	合計	2部	

表8-2 許可申請書に必要な書類 ※備考記載に該当する場合のみ、添付。

番号	書類の名称	内 容 等	様式		備考		
留写	音級の石砂		元	変 更	1		
1	許可申請書	土地の形質変更	様式第二	様式第七	表 5-2 参考		
		土石の堆積	様式第四	様式第八	表 5-3 参考		
2	許可書の写し	・変更前に許可を受けた許可書の写し					
3	委任状		*	*	・代理申請を行う場合		

[※]その他、「5 - 2 許可申請書に必要な書類等(土地の形質変更)」又は「5 - 3 許可申請書に必要な書類等(土石の堆積)」に示されている申請書及び図面で変更前後が分かるように記入(変更前に見え消し朱書き記入)し、添付してください。

[※]状況により、その他の図書の添付を求める場合があります。

8-2 軽微な変更における届出書作成要領

土地の形質変更及び土石の堆積に関する工事において、下記①又は②に該当し、法16条第2項又は、法35条第2項に基づく届出を提出する場合は、届出書を以下に基づいて作成し、岐阜県の申請窓口へ提出してください。

- ①工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ②工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更(土石の堆積に関する工事については、 当該変更後の工事予定期間が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。)

表8-3 軽微な変更における届出書提出部数

区分	岐阜県知事届出		備考
届出書(電子申請)	1式		なお、届出者への申請書類の返信は実施しないため、 申請書のデータの保管の取扱いを注意してください。
	正本	1部	
届出書(書類申請)	副本	1部	
	合計	2部	

表8-4 届出書に必要な図書等 ※備考記載に該当する場合のみ、添付。

番号	書類の名称	内 容 等	様式	備考
1	届出書	・届出者、工事の概要等を記載		
2	許可書の写し	・変更前に許可を受けた許可書の写し		
3	委任状		*	・代理申請を行う場合

[※]その他、「5 – 2 許可申請書に必要な書類等(土地の形質変更)」又は「5 – 3 許可申請書に必要な書類等(土石の堆積)」に示されている届出で変更前後が分かるように記入(変更前に見え消し 朱書き記入)し、添付してください。

[※]状況により、その他の図書の添付を求める場合があります。

8-3 届出に係る変更届出書について

特定盛土等規制区域において、法 2 7条第 1 項で届出をした工事で工事内容を変更する場合は、変更届出書を作成し、岐阜県の申請窓口へを提出してください。

ただし、変更に伴って、届出の基準を超過し、許可を要する工事(表 1 – 4 参照)に該当する場合は、 改めて許可を得る必要があります。

表8-5 届出に係る変更届出書提出部数

区分	岐阜県知事届出		備 考			
届出書(電子申請)	1式		なお、届出者への申請書類の返信は実施しないため、 申請書のデータの保管の取扱いを注意してください。			
	正本	1部				
届出書(書類申請)	副本	1部				
	合計	2部				

表8-6 届出に係る変更届出書に必要な書類の変更箇所のみ(様式)

※備考記載に該当する場合のみ、添付

番号	番号 書類の名称 内容等		朴	 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	備考		
钳与	古規の石が		元	変 更	1		
1	届出書	土地の形質変更	様式第十九	様式第二十一	表 7-3 参考		
		土石の堆積	様式第二十	様式第二十二	表 7-4 参考		
2	届出の写し	・変更前に提出した届出の写し					
3	委任状		*	*	・代理申請を行う場合		

[※]その他、「7 - 2 届出書に必要な書類等(土地の形質変更)」又は「7 - 3 届出書に必要な書類等(土石の堆積)」に示されている届出書及び図面で変更前後が分かるように記入(変更前に見え消し朱書き記入)してください。

[※]状況により、その他の図書の添付を求める場合があります。

9 許可後における留意事項

9-1 許可の条件

- 本県では、土地の形質変更及び土石の堆積に関する工事許可時に、次のような許可の条件を付しています。 (法第 12 条第 3 項、法第 30 条第 3 項)
- 1 工事の施行にあたっては、施行区域の周辺地に、土砂流出等による害を与えないように留意するとともに、気象予報などに十分注意を払い、出水、土砂崩壊等に対する防災措置に万全を期すること。
- 2 工事施行に伴い、申請区域の内外を問わず既存の公共施設が損なわれた場合は、速やかに復旧すること。
- 3 工事施行中は、雨水等を速やかに排除するため必要な暗渠、開渠及び仮排水路等を設け、工事期間中その機能を失わないよう適切な管理を行うこと。
- 4 擁壁基礎、配筋、裏込コンクリート等工事完了後見えなくなる部分は、それぞれ工程中に写真を写して丁事完了検査時に整理し、提出すること。
- 5 擁壁の基礎地盤は、深堀等により、良質な地盤を乱す事がないようにし、擁壁の背面土は、土質管理、施工方法に留意すること。
- 6 コンクリート、鉄筋等は、所定の強度、品質が得られるように、施工方法、品質管理に留意すること。
- 7 施行に際し、疑義が生じた場合及び計画を変更しようとする場合は、事前に本県及び関係する法 令等の所管行政庁と協議し、必要な手続を行うこと。
- 8 工事箇所及びその周辺の苦情等の対応は、施行者等の責任とし、問題が発生しないように対応するとともに苦情対応を実施すること。
- 9 工事を中止した場合は、直ちに知事に届け出るとともに、知事の指示する必要な措置を講ずること。 10 その他

9-2 許可等の公表

盛土規制法に基づく法12条第1項又は法30条第1項の許可をした工事、法27条第1項により届出をした工事では、下記の事項について、公表する。なお、変更許可及び変更届出をした場合も同様とする。

○公表事項

- ① 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- ② 工事の許可年月日及び許可番号
- ③ 工事施行者の氏名又は名称
- ④ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- ⑤ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- ⑥ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- ⑦ 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

○公表方法

URL: 作成中 (準備でき次第公表)

9-3 着手の届出

盛土規制法に基づく許可を受けた後、工事に着手する場合において、工事の許可を受けた者は、工事 に着手した時に工事着手届を提出しなければなりません。

なお、着手届については、以下のフォームに入力をお願いします。

URL: 作成中 (準備でき次第公表)

表9-1 着手届の様式

行為	様式	備考
宅地造成、特定盛土等、土石の堆積		

9-4 工事の中止・廃止・再開に関する届出

土地の形質変更に係る工事において、法12条第1項又は法30条で許可を受けた工事又は法21条第1項若しくは第3項、法27条第1項、法40条第1項若しくは第3項の規定により届出をした工事主は、当該工事を中止、廃止もしくは中止した工事を再開しようとした場合については、次頁の届出を作成し、提出しなければなりません。

法22条又は法41条において、規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、特定盛土等に伴う災害が生じないよう、その土地を常時安全な状態に維持するように努める必要があることから、中止及び廃止する際は、届出前に土地の所有者等に協議を実施した上で申請を行うこと。

また、工事の中止を申請した場合でも、定期報告(「9-8 定期報告」参照)は、実施する必要があるため、注意すること。

※土石の堆積においては、中止・廃止を認めないため、完了確認を申請すること。

表9-2 工事の中止・廃止・再開に関する届出書提出部数

区分	岐阜県知事届出		備考
届出書(電子申請)	1式		なお、届出者への申請書類の返信は実施しないため、 申請書のデータの保管の取扱いを注意してください。
	正本	1部	
届出書(書類申請)	副本	1部	
	合計	2部	

表9-3 工事の中止・廃止・再開の申請書 ※備考記載に該当する場合のみ、添付。

番号	書類の名称	内 容 等	様式	備考
1	中止·廃止· 再開届出書	・届出者、工事の概要等を記載		
2	許可書等の写し	・許可を受けている場合は、最新の許可書の写し ・届出を提出している場合は、 最新の提出した届出書の写		
3	土地の平面図	・方位及び土地の境界線並びに、盛土又は切土をする土地の部分・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置・完了部分等の現状が分かるように記載。		断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。
4	土地の断面図	・盛土又は切土をする前後の 地盤面 ・完了部分等の現状が分かる ように記載。		高低差の著しい箇所について 作成すること。
5	申請地及びその 周辺の写真			
6	委任状	・届出者は実印朱肉で捺印 又は自署、代理人は朱肉で 捺印(電子申請は、書類を 電子化して申請。書類申請 は、正本副本に上記の対応 を行い、申請。)	*	・代理人が申請手続を行う場合

[※]状況により、その他の図書の添付を求める場合があります。

9-5 工事中における標識の設置

盛土規制法に基づく法12条第1項又は法30条第1項の許可または法27条第1項の規定による届出を行った土地の形質変更又は土石の堆積は、工事施工中に標識を提示しなければなりません。

なお、許可を受けた又は届出を提出した工事において、「工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの」に該当し、許可不要とした行為で当該現場以外に土石を堆積する場合は、同一の標識を掲示すること。

表9-4 標識の様式

_	1 131-14						
	行為	様式	備考				
	土地の形質変更	様式第二十三	(计等 4 0 夕 少会 0 7 夕夕 日)				
	土石の堆積	様式第二十四	(法第49条、省令87条各号)				

○標識に記載する事項

- 一 工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工事の許可年月日及び許可番号又は工事の届出年月日
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 現場管理者の氏名又は名称
- 五 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- 六 宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図
- 七 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 八 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 九 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量
- 十 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先
- 十一 許可又は届出を担当した都道府県の部局の名称及び連絡先

9-6 完了検査

1. 完了検査

盛土規制法第17条又は第36条に基づき、工事の完了後、土地の形質変更の場合は、許可の内容に適合していることを判定するために完了検査を、土石の堆積の場合は、土石の堆積した土砂を除却したことを確認するために確認を実施する必要があります。

許可を受けたものは、下記に基づき、完了検査等の申請書を作成し、窓口に提出をお願いします。 なお、申請にあたって、検査日等の事前調整をお願いします。詳細については、「第 2 部」をご確認ください。

表 9 - 5 完了検査等申請書提出部数

区分	岐阜県知事許可		検査申請時期	備 考
申請書(電子申請)	1式		工事完了から	
申請書(書類申請)	正本	1部	4 日以内	
中間音(音規中間 <i>)</i>	合計	1部		

表9-6 完了検査工事の中止・廃止・再開の申請書 ※備考記載に該当する場合のみ、添付。

番号	書類の名称	内 容 等	様式	備考
1	完了検査等	完了検査(土地の形質変更)	様式第九	(法第 17 条第 1 項)
1	申請書	確認(土石の堆積)	様式第十一	(法第17条第4項)
2	許可書等の	・許可を受けている場合は、最新の		
	写し	許可書の写し		
3	工事写真	・区域全景 (着工前・着工後)・施工状況・堆積状況・出来形 等		
4	委任状	・届出者は実印朱肉で捺印又は自 署、代理人は朱肉で捺印(電子 申請は、書類を電子化して申請。 書類申請は、正本副本に上記の 対応を行い、申請。)	*	・代理人が申請手続を行う場合

[※]状況により、その他の図書の添付を求める場合があります。

2. 留意事項

検査等は、工事の施行全般に対して効率的かつ確実に行い、その実施に当たっては、特に、次の各事項に留意する必要があります。

- 1) 工事内容、堆積形状、出来形等について裏付けとなる関係図書を整備すること
- 2)検査日等の調整に当たっては、十分な期間を取って日程調整を行うこと
- 3)検査等に当たっては、工事の責任者等工事内容を説明できる者が立ち会うこと
- 4) 工事の途中において行う中間検査は、進渉状況、工程等を考慮して適切な時期に行う こと
- 5) 堆積した土石の運用状況を正確に報告し、計画から逸脱していないかを確認できること
- 6)検査等・定期報告の結果、不適当な箇所がある場合には、速やかに必要な対策を講じ、再度、検査・確認を受けること

9-7 中間検査

盛土規制法第18条第1項又は第37条第1項に基づき、規制区域内において行う土地の形質変更に関する工事において、下記の特定工程に該当する場合は、中間検査の対象となります。

なお、その後の工程については、盛土規制法第18条第3項又は第18条第3項に基づき、中間検 査が完了し、中間検査合格証が交付された後でないと施工することはできません。

詳細については、「第2部」をご確認ください。

※中間検査申請には、申請手数料が必要となりますので、詳細については、 $\begin{bmatrix} 3-5 \end{bmatrix}$ 許可等申請手数料」にてご確認ください。

表 9 - 7 中間検査の対象行為

行 為	対象行為		
特定工程	盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の		
(政令第24条、政令第32条)	工程		

表9-8 中間検査の対象規模

行 為	対象規模		
土地の形質変更 (政令第23条、政令第32条)	①盛土で、高さが2mを超える崖を生ずるもの ②切土で、高さが5mを超える崖を生ずるもの ③切土と盛土を同時に行う場合、盛土の高さが2m以下であっても、切土と合わせて高さが5mを超える崖を生ずるもの ④①~③に該当しない盛土で、高さが5mを超えるもの ⑤①~④に該当しない盛土又は切土で、盛土又は切土をする土地の面積が3,000 ㎡を超えるもの		

表 9 - 9 完了検査等申請書提出部数

区分	岐阜県知事許可		検査申請時期	備 考
申請書(電子申請)	1式		特定工程完了	
由き争 (争新由き)	正本	1部	から4日以内	
申請書(書類申請)	合計	1部		

表9-10 申請書に必要な図書等 ※備考記載に該当する場合のみ、添付。

番号	書類の名称	内容	様式	備考
1	申請書		別記様式第 13	(省令第46条、省令第76条)
2	許可書等の写し	・許可を受けている場合は、最新の許可		
		書の写し		
3	平面図	・検査の対象となる特定工程に係る工事		
		の内容を明示		
4	委任状	・申請者は実印朱肉で捺印又は自署、	*	・代理人が申請手続を行う場合
		代理人は朱肉で捺印(電子申請は、書		
		類を電子化して申請。書類申請は、正		
		本副本に上記の対応を行い、申請。)		

[※]状況により、その他の図書の添付を求める場合があります。

9-8 定期報告

盛土規制法第19条又は第38条基づき、定期報告は、工事の進捗状況等について3カ月ごとに 定期報告書を用いて報告を行うものです。報告事項は、報告時点における盛土、切土又は土石の堆積の 高さ、面積及び土量、並びに擁壁等(鋼矢板や構台等)に関する工事の進捗状況となります。

また、工事が中止又は停止中においても、定期報告は必要となります。

なお、定期報告の結果により対策が必要と判断される場合は、必要な対策を施工しなければなりません。 詳細については、「第2部」をご確認ください

表9-11 定期報告の対象規模

行為	対象規模
	①盛土で、高さが 2mを超える崖を生ずるもの
	②切土で、高さが 5mを超える崖を生ずるもの
土地の形質変更	③切土と盛土を同時に行う場合、盛土と切土を合わせて高さが 5mを超える崖を
(政令第25条第1項、第33	生ずるもの(①、②を除く)
条第1項)	④盛土で、高さが 5mを超えるもの(①~③を除く)
	⑤盛土又は切土で、盛土又は切土をする土地の面積が3000 ㎡を超えるもの
	(①~④を除く)
土石の堆積	①高さが 5mを超える土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が
(政令第25条第2項、政令第	1500 m [*] を超えるもの
33条第2項)	②当該土石の堆積を行う土地の面積が3000㎡を超えるもの

表 9 - 1 2 報告事項

行 為	報告事項	
共通	①工事が施行される土地の所在地	
^{六四} (省令第50条第1項)	②工事の許可年月日及び許可番号	
(自7年30条年1項)	③前回の報告年月日(2回目以降の報告に限る)	
	①報告時点における盛土又は切土の高さ	
土地の形質変更	②報告時点における盛土又は切土の面積	
(省令第50条第2項)	③報告時点における盛土又は切土の土量	
	④報告時点における擁壁等に関する工事の施行状況	
	①報告時点における土石の堆積の高さ	
土石の堆積	②報告時点における土石の堆積の面積	
(省令第50条第3項)	③報告時点における堆積されている土量	
	④前回の報告の時点から新たに堆積又は除去された土石の土量(注1)	

注1:該当する土石の土量のみ報告すること。なお堆積及び除去を同時に施行している場合は、それぞれ 報告すること。

表 9 - 1 3 定期報告書提出部数

区分	岐阜県知事許可		申請時期	備 考
定期報告書(電子申請)	1式		許可日から	
定期報告書(書類申請)	正本	1部	3カ月ごと	
定期報告書(書類申請)	合計	1部		

表 9 - 1 4 定期報告書 ※備考記載に該当する場合のみ、添付。

番号	書類の名称	内 容 等	様式	備考
1	定期報告書	土地の形質変更	様式第十二	(法第 17 条第 1 項)
1	(上 州)	土石の堆積	様式第十三	(法第17条第4項)
2	申請地及びそ の周辺の写真			
3	図面等	・進捗が確認できるもの		
4	委任状	・申請者は実印朱肉で捺印又は自 署、代理人は朱肉で捺印(電子 申請は、書類を電子化して申請。 書類申請は、正本副本に上記の 対応を行い、申請。)	*	・代理人が申請手続を行う場合

[※]状況により、その他の図書の添付を求める場合があります。

9-9 完了検査・中間検査・定期報告の申請先

完了検査・中間検査・定期報告の申請先については、「3-1 申請窓口」と同様になります。

○申請窓口(電子申請)

[電子申請リンク]

URL (許可・届出申請) : 作成中 (準備でき次第公表) URL (完了検査等) : 作成中 (準備でき次第公表)

○申請窓口(書類申請)

表3-1 書類での申請書提出窓口(R7.4.1 時点) (再掲)

窓口	所 管 区 域	連絡先
	 各務原市、羽島市、山県市、瑞穂市、本	住所:〒500-8570
建築指導課	全物原川、初島川、山県川、埔徳川、本 巣市、羽島郡、本巣郡	岐阜市薮田南2-1-1 県庁11階
		電話: 058-272-8631
 岐阜・西濃建築	 	住所:〒503-0838
	大垣市、海津市、養老郡、 不破郡、安八郡、揖斐郡	大垣市江崎町422-3西濃総合庁舎内
3-35771		電話: 0584-73-1111
	 	住所:〒505-8508
中濃建築事務所	可児市、関市、美濃市、美濃加茂市、郡 上市、加茂郡、可児郡	美濃加茂市古井町下古井2610-1可茂総合庁舎
	THE SHADER STATE	電話番号: 0574-25-3111
	 	住所:〒507-8708
東濃建築事務所	多治見市、中津川市、瑞浪市、 恵那市、土岐市	多治見市上野町5-68-1東濃西部総合庁舎
	1565 (F. V. 12.57)	電話番号: 0572-23-1111
		住所:〒506-8688
飛騨建築事務所	高山市、飛騨市、下呂市、大野郡	高山市上岡本町7-468飛騨総合庁舎
		電話番号: 0577-33-1111

[※]都市計画法で許可を得た盛土等は除く。

○申請窓口(都市計画法で許可を得た盛土等)

- ・県で許可を受けた場合は、許可を受けた上記の建築事務所が窓口となります。
- ・下記の市町村においては、以下の窓口に連絡ください。

市	担当課(窓口)	所 在 地	電話
大垣市	都市計画部建築指導課	 大垣市丸の内2-29	0584-81-4111
多治見市	都市計画部開発指導課	多治見市日ノ出町2-15	0572-22-1111
各務原市	都市建設部建築指導課	各務原市那加桜町1-69	058-383-1111
可児市	建設部建築指導課	可児市広見 1 - 1	0574-62-1111
高山市	都市政策部建築住宅課	高山市花岡町2-18	0577-32-3333

10 その他申請

10-1 区域指定の際に既に行われている工事に関する届出書作成要領

盛土規制法第21条又は第40条基づき、宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域の 指定の際に行われている工事について、次の要領で届出書を作成し、指定日から21日以内に岐阜県の 申請窓口へ次表の部数を提出してください。

なお、届出を受けたものは、「9-2 許可の公表」のとおりに公表します。

表10-1 届出書提出部数

区分	岐阜県知事届出		申請時期	備 考
届出書(電子申請)	1	式	指定日から	なお、届出者への申請書類の返信は実施しないため、 申請書のデータの保管の取扱いを注意してください。
	正本	1部	21日以内	
届出書(書類申請)	副本	1部	21000	
	合計	2部		

表10-2 届出書に必要な図書等 ※備考記載に該当する場合のみ、添付。

			区	分	
番号	書類の名称	内 容 等	宅地造成 特定盛土等	土石の堆積	備考
1	届出書	・届出者、工事の概要等を記載	様式第十五	様式第十六	(省令第52 条第1項、第 3項)
2	添付図面	土地の形質変更:表10-3参照 土石の堆積:表10-4参照	*	*	表 1 0 - 5 に 該当する場合
3	申請地及びその周 辺の写真	・対象箇所やその周辺、申請箇所の 境界が分かる写真等	*	*	表 1 0 - 5 に 該当する場合
4	その他必要な書類	委任状等	*	*	・代理人が申 請手続を行う 場合

[※]状況により、その他の図書の添付を求める場合があります。

表10-3 土地の形質変更

番号	図面の名称	明示すべき内容	(参考縮尺)	備考
1	位置図	・方位、道路及び目標となる地物	(1/10,000 以上)	(省令第52条第2項)
2	地形図	・方位及び土地の境界線(赤枠で囲むこと)	(1/2,500以上)	等高線は、2mの標高差を示すものと すること。 (省令第52条第2項)

番号	図面の名称	明示すべき内容	(参考縮尺)	備考
3	土地の 平面図	・方位及び土地の境界線並びに、盛 土又は切土をする土地の部分 ・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排 水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラ ウンドアンカーその他の土留の位置	(1/2,500以 上)	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。 (省令第52条第2項)

表10-4 土石の一時堆積

番号	図面の名称	明示すべき内容	(参考縮尺)	備考
1	位置図	・方位、道路及び目標となる地物	(1/10,000 以上)	(省令第52条第2項)
2	地形図	・方位及び土地の境界線(赤枠で囲むこと)	(1/2,500 以上)	等高線は、2mの標高差を 示すものとすること。 (省令第52条第2項)
3	土地の 平面図	・方位及び土地の境界線並びに勾配が10分の 1を超える土地における堆積した土石の崩壊を 防止するための措置を講ずる位置及び当該措 置の内容 ・空地の位置、柵その他これに類するものを設置 する位置、雨水その他の地表水を有効に排除 する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止 する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	(1/500 以 上)	(省令第52条第2項)

表10-5 図面・周辺写真の添付する規模工事

行 為	対象規模
	①盛土で、高さが 2mを超える崖を生ずるもの
	②切土で、高さが 5mを超える崖を生ずるもの
土地の形質変更	③切土と盛土を同時に行う場合、盛土と切土を合わせて高さが 5mを超える崖を
(政令第23条、省令第52条第	生ずるもの(①、②を除く)
2項)	④盛土で、高さが 5mを超えるもの (①~③を除く)
	⑤盛土又は切土で、盛土又は切土をする土地の面積が 3,000 ㎡を超えるもの
	(①~④を除く)
土石の堆積	①高さが 5mを超える土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が
(政令第25条第2項、省令第	1,500 ㎡を超えるもの
52条第4項)	②当該土石の堆積を行う土地の面積が3,000 ㎡を超えるもの

10-2 区域指定の際に既に行われている工事に関する変更届出書作成要領

宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域の指定の際に行われている工事について、内容に変更の必要がある場合については、次の要領で届出書を作成し、岐阜県の申請窓口へ次表の部数を提出してください。

なお、届出を受けたものは、「9-2 許可の公表」のとおりに公表します。

表10-6 届出書提出部数

区分	岐阜県知事届出		備 考
届出書(電子申請)	1式		なお、届出者への申請書類の返信は実施しないため、 申請書のデータの保管の取扱いを注意してください。
	正本	1部	
届出書(書類申請)	副本	1部	
	合計	2部	

表10-7 届出書に必要な書類の変更箇所のみ(申請書)

※備考記載に該当する場合のみ、添付。

	ハ /m つ ロロギがにはヘコラ &・勿 ロッシッパ /m 13 0							
番号	書類の名称	 内容等	様	式	備考			
留与	音級の石砂		元	変 更	1			
1	届出書	土地の形質変更	様式第十	様式第1	表 10-2 参考			
1	畑山盲	工吧の心質を失	五	1	衣 10-2 参与			
		 土石の堆積	様式第十	様式第1	表 10-2 参考			
			六	1	衣 10-2 参与			
2	許可書の写し	・変更前に許可を受けた許可書の写し						
3	委任状		*	*	・代理申請を行う場合			

※その他「10-1 規制区域指定の際に既に行われている工事に関する届出書作成要領」の申請書及び図面で変更前後が分かるように記入(変更前に見え消し朱書き記入)してください。

※状況により、その他の図書の添付を求める場合があります。

10-3 擁壁等に関する工事届出書作成要領

宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域において、擁壁等に関する工事を行う場合は、それぞれ法第21条第3項又は第40条第3項等に基づき、次の要領で届出書を作成し、岐阜県の申請窓口へ提出してください。

ただし、法第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の許可、法第 16 条第 1 項又は第 35 条第 1 項の変更許可、第 16 条第 2 項又は第 35 条第 2 項の届出、及び都市計画法に基づく開発許可を受けたものは除きます。

表10-8 届出書の規模

書類の名称	工事の内容	提出期日	様式	備考
届出書	次の全部又は一部の除却工事を行う場合	工事に着		(法第 21 条第 3
	①高さが 2m超の擁壁又は崖面崩壊防止施設	手する日の	##***********************************	項、法第 40 条第 3
	②地表水等を排除するための排水施設	14 日前	様式第十七 	項、政令第 26 条各
	③地滑り抑止ぐい等	まで		項、政令第34条)

[・]添付書類は位置図、土地の平面図、土地の断面図(ただし断面図は法第21条第3項、法第40条第3項の届出の場合に限る)、現地写真、委任状等

10-4 公共施設用地の転用の届出書作成要領

宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域において、公共施設用地を宅地又は農地等に 転用した場合は、それぞれ法第 21 条第4項又は第 40 条第4項等に基づき、次の要領で届出書を作 成し、岐阜県の申請窓口へ提出してください。

ただし、法第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の許可、法第 16 条第 1 項又は第 35 条第 1 項の変更許可、第 16 条第 2 項又は第 35 条第 2 項の届出、及び都市計画法に基づく開発許可を受けたものは除きます。

表10-9 届出書の規模

書類の名称	工事の内容	提出期日	様式	備考
	八十佐乳田地名安地立伊弗地英卢起田广东	転用した		(法第 21 条第 4
届出書	公共施設用地を宅地又は農地等に転用した HBA	日から 14 様式第十八 項、法第 40 条約	項、法第 40 条第 4	
	場合	日以内		項)

[・]添付書類は位置図、平面図、断面図(ただし断面図は法第21条第3項、法第40条第3項の届出の場合に限る)、委任状等

10-5 適合証明書

検討中

11 経過措置期間

旧宅地造成工事規制区域(旧法第3条第1項の規定による指定がされている宅地造成工事規制区域)の区域内に行われる宅地造成に関する工事については、旧法第8条第1項本文の許可を受けた者に係る当該許可の係る宅地造成に関する工事の規制については、経過措置期間の経過後(盛土規制法に基づく規制区域が指定された後)においても、旧法の規定による。

表 1 1 一 1 旧宅地造成工事規制区域

県域	市町村	告示日	指定面積	問い合わせ先
岐阜	岐阜市	中核市であるため、岐阜市が対応します。		岐阜市
東濃	多治見市	昭和41年4月27日	2,726ha	多治見市
	土岐市	昭和47年12月20日	3,978ha	東濃建築事務所

12 国又は都道府県若しくは中核市が実施する工事

国又は都道府県若しくは中核市の実施する土地の形質変更及び土石の堆積については、盛土規制法 第15条第1項及び第34条第1項に基づき、許可権者(窓口:建築指導課)に協議を実施すること。

協議書については、以下に基づき作成すること。

表12-1 協議申請書

番号	申請書	区分	申請書類	備考
1	協議書			

※その他、 $\lceil 5-2 \rceil$ 許可申請書に必要な書類等(土地の形質変更)」又は $\lceil 5-3 \rceil$ 許可申請書に必要な書類等(土石の堆積)」に示されている申請書を添付してください。

13 問い合わせ先

〈電子申請窓口·審査(R7.4.1 時点)>

県庁	連絡先		
	住所:〒500-8570		
岐阜県庁 都市建築部 建築指導課 盛土規制係	岐阜市薮田南 2-1-1 (1 1 階)		
	電話番号:058-272-8631		
ホームページアドレス : https://www.pref.gifu.lg.jp/page/359943.html			

<書類での申請提出窓口・中間検査・完了検査実施主体(R7.4.1 時点)>

窓口	所 管 区 域	連絡先	
		住所: 〒500-8570	
建築指導課	各務原市、羽島市、山県市、瑞穂市、本 巣市、羽島郡、本巣郡	岐阜市薮田南2-1-1 県庁11階	
	NOTE OF THE PROPERTY OF THE PR	電話: 058-272-8631	
	 	住所:〒503-0838	
岐阜・西濃建築 事務所	大垣市、海津市、養老郡、 不破郡、安八郡、揖斐郡	大垣市江崎町422-3西濃総合庁舎内	
3-355771		電話: 0584-73-1111	
	可児市、関市、美濃市、美濃加茂市、郡上市、加茂郡、可児郡	住所:〒505-8508	
中濃建築事務所		美濃加茂市古井町下古井2610-1可茂総合庁舎	
		電話番号: 0574-25-3111	
	 	住所:〒507-8708	
東濃建築事務所	多治見市、中津川市、瑞浪市、 恵那市、土岐市	多治見市上野町5-68-1東濃西部総合庁舎	
		電話番号: 0572-23-1111	
		住所:〒506-8688	
飛騨建築事務所	高山市、飛騨市、下呂市、大野郡	高山市上岡本町7-468飛騨総合庁舎	
		電話番号: 0577-33-1111	

[※]都市計画法で許可を得た盛土等は除く。

○岐阜市の連絡先

岐阜市 まちづくり推進部 建築指導課 開発・盛土指導室 開発指導係 058-214-4509

宅地造成及び特定盛土等規制法(通称:盛土規制法)

盛土規制法に関する事務申請等マニュアル 令和6年12月1日時点(案)

参考資料編

岐阜県 都市建築部 建築指導課

目 次(参考資料編)

1	対象	象外の行為	- 1 -
	参1	公共施設用地	- 1 -
	参2	災害の発生するおそれがないと認められる工事	- 3 -
2	様式	集	- 5 -
	参3	様式一覧 (盛十規制法)	- 5 -

1. 対象外の行為

※は、対象となる行為となります

参1 公共施設用地(法第2条第1項第1号、政令第2条、省令第1条各項)

区分	内容
道路	・国又は地方公共団体が管理又は監督する道路については、公共施設用地となり、規制対象外となります。
公園	・都市公園法による公園の他、国又は地方公共団体が管理する公園や自然公園法に 基づく公園事業として国又は地方公共団体が執行する施設は対象外となります。
河川	・河川区域は公共施設用地となり、規制の対象外となります。 ※河川保全区域における行為は、規制の対象となります。
砂防設備	・砂防法1条に定める砂防設備が公共用地となり、規制対象外となります。
地すべり防止施設	
海岸保全施設	
津波防護施設	
港湾施設、漁港施設	・港湾法に定める港湾施設や漁港漁場整備法に定める漁港施設は、公共施設に位置 づけられることから規制対象外となります。
飛行場	
航空保安施設	
鉄道、軌道、索道、無軌条 電車の用に供する施設	・鉄道事業法、軌道法の適用を受ける事業の用に供することが想定できるため、私鉄の場合や、鉄道に附帯する駅舎や変電施設等は、公共施設用地として取り扱うものとし、規制対象外となります。
雨水貯留浸透施設	・特定都市河川浸水被害対策法や下水道法に規定する雨水貯留浸透施設を公共施設用地として取り扱うものとし、規制対象外となります。
農業用ため池	※農業用ため池の用途を廃止した後に公共施設以外の用途にするために盛土や切土 等を行う場合は、規制の対象になります。
防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設	・左記の施設 (職員用の宿舎、団地、レーダー施設及び灯台等も含む)
国又は地方公共団体が管理 する学校、運動場	・国又は地方公共団体が管理する学校施設は、公共施設用地として取り扱うものとして対象外となる。 ※私立学校(幼稚園)及び保育園(公立・私立を含めて)は規制の対象になります。
国又は地方公共団体が管理 する緑地、広場、墓地	・条例等により、地方公共団体又はその指定管理者等による管理の位置付けがされた 緑地や広場が公共施設用地として、規制対象外となります。

区分	内 容
国又は地方公共団体が管理	・国又は地方公共団体が管理する廃棄物処理施設
する廃棄物処理施設	※施設外で土石を一時堆積する場合は、規制対象となります。
	・下水道に関しては、水道法2条1項2号に定義される下水道のほか、地方公共団体
国又は地方公共団体が管理	が管理する小規模集合排水処理施設やコミュニティ・プラント等は規制対象外となりま
する水道、下水道	す。
	※浄化槽は、公共団体が管理していないため、規制対象となります。
営農飲雑用水施設、水産飲	
雑用水施設、農業集落排水	
施設、漁業集落排水施設、	
林地荒廃防止施設	
急傾斜地崩壊防止施設	

参2 災害の発生するおそれがないと認められる工事 (法第12条第1項ただし書、法第27条第1項ただし書、法第30条第1項ただし書、政令第5条第1項各号、政令第27条、政令第29条第1項、省令第8条第1項各号)

区分	た、政令第29条第1項、省令第8条第1項各号) 内容
E 73	・鉱山保安法(昭和24年法律第70号)第13条第1項の規定
	による届出をした者が行う当該届出に係る工事
・鉱山保安法に基づく鉱物の採取(鉱業上使	·同法第36条、第37条、第39条第1項若U<は第48条第1
用する特定施設の設置の工事等)	項若しくは第2項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督
	官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
	・鉱業法(昭和25年法律第289号)第63条第1項の規定に
	よる届出をし、又は同条第2項(同法第87条において準用する場
	合を含む。)若しくは同法第63条の2第1項若しくは第2項の規
・鉱業法に基づく鉱物の採取(許可を受けた	定による認可を受けた者(同法第63条の3の規定により同法第6
施業案の実施に係る工事)	3条の2第1項又は第2項の規定により施業案の認可を受けたとみ
	なされた者を含む。)が行う当該届出又は認可に係る施業案の実施
	に係る丁事
	・採石法(昭和25年法律第291号)第33条若しくは第33
	条の5第一項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係るエ
・採石法に基づく岩石の採取(許可を受けた	事
採取計画に係る工事)	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	けた者が行う当該命令の実施に係る丁事
	・砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条若∪<は第2
 ・砂利採取法に基づく砂利の採取(許可を受	0条第一項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事
けた採取計画に係る工事)	・同法第23条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命
WICHARD EICH OTT	今を受けた者が行う当該命令の実施に係る丁事
	・土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項に規定
	する土地改良事業、同法第15条第2項に規定する事業又は土地
	改良事業に準ずる事業に係る工事
・土地改良法に基づく土地改良事業(農業	・同法の手続きに基づかないものの、同法第 2 条第 2 項に規定する土
用用水排水施設の新設等)等	地改良事業と同等の工事を行う事業で、「土地改良事業計画設計
	基準」等の技術基準に基づき、適正に設計及び施工されることが前提
	である都道府県、市町村、土地改良区等が単独で実施する事業
	・火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第3条若しくは第
	10条第一項の許可を受け、若しくは同条第二項の規定による届出
・火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の	をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事、同法第12条
周囲に設置する十堤の設置等	第1項の許可を受け、若しくは同条第二項の規定による届出をした者
/JEICENE / WENTER	が行う当該許可若しくは届出に係る工事又は同法第27条第一項
	の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
	·家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第21条第
	一項若しくは第四項(同法第46条第一項の規定により読み替えて
	適用する場合を含む。)の規定による家畜の死体の埋却に係る工事
	・同法第23条第一項若しくは第三項(同法第46条第一項の規
・家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の	定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による家畜伝染病
埋却	の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係
	る工事
	1

区 分	内 容
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第6項若しくは第14条第6項の許可を受けた者若しくは市町村の委託(非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。)を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事・同法第8条第一項、第9条第一項、第15条第一項若しくは第15条の2の6第一項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
・土壌対策汚染法に基づく汚染土壌の搬出又は処理等	・土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第16条第1項の 規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事 ※要措置区域内においても当該行為に当たらない盛土・切土等は規 制対象になります。 ・同法第22条第1項若しくは第23条第1項の許可を受けた者が 行う当該許可に係る工事
・平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物又は除去土壌の保管又は処分	・平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年法律第110号)第15条若しくは第19条の規定による廃棄物の保管若しくは処分、第17条第2項(同法第18条第5項において準用する場合を含む。)の規定による廃棄物の保管、同法第30条第1項若しくは第38条第一項の規定による除去土壌の保管若しくは処分又は同法第31条第一項若しくは第39条第一項の規定による除去土壌等の保管に係る工事
・森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事	・森林作業道作設指針に即して作設された森林作業道、主伐時において伐採・搬出指針に即して作設された集材路、林業専用道作設指針に即して作設された林道専用道(規格相当)及びこれらの指針にしめされた目的のために作設された必要最小限の土場等の整備
・国、地方公共団体、一定の国みなし法人が 非常災害のために必要な応急措置として行う 工事	・国又は地方公共団体等が非常災害のために必要な応急処置として 行う盛土等 ・応急仮設住宅の建設に伴う盛土等は、非常災害のために必要な措置として行う工事に該当することが考えられるため、規制対象外 ※非常災害のための事前対策工事は、「応急措置として行う工事」に 含まれない場合がありますので、規制対象となる場合があります。 ※災害公営住宅の建設に伴う盛土等は、恒久的な仕様が一般に想定されることから規制対象となる場合があります。

2. 様式集

盛土規制法に使用する様式の一覧は、以下の通りとなります。

参3 様式一覧(盛土規制法)

様式名	区分	マニュアル関連ページ	該当ページ
様式第一	裁決申請書 (法8条第1項)	-	7
様式第二	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書 (法 12 条第 1 項、法 30 条第 1 項)	第1部 5-2 許可申請書に必要な書類等 (土地の形質変更)	8
様式第三	資金計画書(宅地造成又は特定盛土等に 関する工事)	第1部 5-2 許可申請書に必要な書類 等(土地の形質変更)	10
様式第四	・土石の堆積に関する工事の許可申請書 (法 12 条第 1 項、法 30 条第 1 項)	第1部 5-3 許可申請書に必要な書類等(土石の堆積)	12
様式第五	資金計画書(土石の堆積に関する工事)	第1部 5-3 許可申請書に必要な書類等(土石の堆積)	14
様式第六	許可書 (法 14 条第 2 項、法 16 条第 3 項、 法 33 条第 2 項、法 35 条第 3 項)	-	16
様式第七	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変 更申請書 (法 16 条第 1 項、法 35 条第 1 項)	第1部 8-1 許可に係る変更申請許可申請	17
様式第八	土石の堆積に関する工事の変更許可申請書 (法16条第1項、法35条第1項)	第1部 8-1 許可に係る変更申請許可申請	19
様式第九	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完 了検査申請書 (法17条第1項、法36条第1項)	第1部 9-6 完了検査	21
様式第十	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の検 査済証 (法13条第1項、法31条第1項)	-	22
様式第十一	土石の堆積に関する工事の完了申請書 (法17条第4項、法36条第4項)	第1部 9-6 完了検査	23
様式第十二	土石の堆積に関する工事の確認済証 (法 17 条第 4 項、法 36 条第 4 項)	-	24
様式第十三	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書 (法18条第1項、法37条第1項)	第1部 9-7 中間検査	25
様式第十四	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査合格証 (法 18 条第 1 項、法 37 条第 1 項)	-	26
様式第十五	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書 (法 21 条第 1 項、法 40 条第 1 項)	第 1 部 10-1 区域指定の際に既に行われている工事に関する届出書作成要領	27

様式名	区分	マニュアル関連ページ	該当ページ	
様式第十六	土石の堆積に関する工事の届出書	第 1 部 10-1 区域指定の際に既に行	28	
様式先1八	(法21条第1項、法40条第1項)	われている工事に関する届出書作成要領	20	
1 1	擁壁等に関する工事の届出書	第 1 部 10-3 擁壁等に関する工事届	20	
様式第十七 	(法21条第3項、法40条第3項)	出書作成要領	29	
 	公共施設用地の転用の届出	第1部10-4公共施設用地の転用の	20	
様式第十八 	(法 21 条第 4 項、法 40 条第 4 項)	届出書作成要領	30	
様式第十九	特定盛土等に関する工事の届出書	第 1 部 7-2 届出書に必要な書類等	31	
様式先1九	(法 27 条第 1 項)	(土地の形質変更)	31	
 様式第二十	土石の堆積に関する工事の届出書	第 1 部 7-3 届出書に必要な書類等	33	
18172年1	(法 27 条第 1 項)	(土石の堆積)	33	
 様式第二十一	特定盛土等に関する工事の変更届出書(法	第1部 8-3 届出に係る変更届出書に	35	
181020-1	28条第1項)	ついて	33	
 様式第二十二	土石の堆積に関する工事の変更届出書(法	第1部 8-3 届出に係る変更届出書に	37	
181(お二 二	28 条第 1 項)	ついて	37	
	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標	第 1 部 9-5 工事中における標識の設		
様式第二十三	識	置	39	
	(法49条)			
 様式第二十四	土石の堆積に関する工事の標識	第 1 部 9-5 工事中における標識の設	40	
19XT/ND 1 12	(法49条)	置	TU	

裁決申請書

 裁決申請者
 住所

 氏名

 相 手 方 住所

 氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第8条第1項の規定による損失の補償について協議 が成立しないので、下記により裁決を申請します。

記

- 1 損失の事実
- 2 損失の補償の見積り及びその内訳
- 3 協議の経過

年 月 日

裁決申請者 住所 氏名

殿

[注意]

- 1 「損失の事実」については、発生の場所及び時期を併せて記載すること。
- 2 「損失の補償の見積り及びその内訳」については、積算の基礎を明らかにすること。
- 3 「協議の経過」については、経過の説明のほか、協議が成立しない事情を明らかにすること。
- 4 裁決申請者又は相手方が法人であるときは、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第二

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書

名 (第 12 条第1項 全地造成及び特定盛土等規制法 (第 30 条第1項) の規定により、許可を申								許可を申	※手数料欄	
請し 	ます	0								
		年 月 日								
		殿								
			申請者	f 氏:	名					
1		事 主 住 所 氏 名 法人役員住所氏名)	()	
2		計者住所氏名							/	
3	工	事施行者住所氏名								
4		地の所在地及び地番								
	(1	代表地点の緯度経度)	(緯度	:	度	分	秒、	経度: 月	度 分 秒)	
5	土	地 の 面 積							平方メートル	
6	工事	事着手前の土地利用状況								
7	Τ:	事完了後の土地利用								
8	盛	土のタイプ		平均	也盛土	•	腹付け	盛土 ・ 谷垣	里め盛土	
9	土	地の地形				渓流	等への記	亥当 有・無		
	イ	盛土又は切土の高さ							メートル	
	П	盛土又は切土をする 土 地 の 面 積							平方メートル	
			盛	土					立方メートル	
	ハ	盛土又は切土の土量	切	土					立方メートル	
10			番	号		構	造	高さ	延 長	
10		- 						メートバ	レ メートル	
エ	=	擁壁								
+										
事			番	号		種	類	高さ	延長	
の								メートバ	レ メートル	
	本	崖面崩壊防止施設								
概										
要			番	号		種	類	内法寸法	延長	
								センラ	チートル	
	_	排水施設						メート/		
								· ·		
	<u>۱</u>	崖面の保護の方法								

	チ 崖		の地表面の 方 法									
	リエの	事中の ため	危害防止の 措置									
	ヌそ	の他	の措置									
	ルエ	事着手う	定年月日				年	月	E	l		
	ヲ エ	事完了予	定年月日				年	月	E	I		
	ワ エ	程 0) 概 男	į.								
11	その	他必要	な事項	Į .								
	※受 付	欄	※決	裁	闌	※許	一可に当た	つて付した条	件	※ i	午可番号	分欄
	年 月	目					•			年	月	日
	第	号								第		号
係員.	氏名									係員氏	名	

〔注意〕

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名 称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 4 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してくだ さい。
- 5 3欄は、未定のときは、後で定まつてから工事着手前に届け出てください。
- 6 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 7 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください(複数選択可)。
- 8 9欄は、渓流等(令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付してください。
- 9 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

様式第三

資金計画書(宅地造成又は特定盛土等に関する工事)

1 収支計画

(単位 千円)

	科目	(単位 十円) 金額
	自己資金	
	借入金	
	000	
	処分収入	
収	000	
入	補助負担金	
	000	
	000	
	計	
	用地費	
	工事費	
	整地工事費	
	道路工事費	
	排水施設工事費	
支	防災施設工事費	
出	000	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息	
	000	
	計	

2 年度別資金計画書

(単位 千円)

	年度	年度	年度		年度	計
科目		1 💢	12		<u></u>	HI
	事業費					
	用地費					
	工事費					
	附带工事費					
支	事務費					
出	借入金利息					
	000					
	借入償還金					
	000					
	計				<u>}</u>	
	自己資金					
	借入金					
	000					
収	処分収入					
入	000					
	補助負担金					
	000					
	000					
	計				<u>}</u>	
	借入金の借入先			<u> </u>	<u> </u>	

土石の堆積に関する工事の許可申請書

岩	第 12 条第1項 宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 30 条第1項} の規定により、許可	※手数料欄
 請し	します。	
	年 月 日	
	殿	
	申請者 氏名	
1	工 事 主 住 所 氏 名 (法人役員住所氏名) ()
2	設計者住所氏名)
3	工事施行者住所氏名	
	土地の所在地及び地番	
4		: 度 分 秒)
5	土地の面積	平方メートル
6	工事の目的	
	イ 土 石 の 堆 積 の	メートル
	最大堆積高さ	
	ロ土石の堆積を行う	平方メートル
	土 地 の 面 積 ハ 土 石 の 堆 積 の	
	ハ 土 石 の 堆 積 の 最 大 堆 積 土 量	立方メートル
	二土石の堆積を行う	
	土地の最大勾配	
	ホ 勾配が十分の一を	
7	超える土地における	
工	堆積した土石の崩壊を	
	防止するための措置	
事	へ 土石の堆積を行う土地	
	における地盤の改良	
の	その他の必要な措置	zuh ortei
	番号	地の幅
概	ト空地の設置	メートル
要		
	チ雨水その他の地表水を	
	有効に排除する措置	
	リ 堆積した土石の崩壊に	
	伴う土砂の流出を	
	防止する措置	
	ヌ工事中の危害防止	
	の た め の 措 置	
	ル そ の 他 の 措 置	

	ヲ 工事着手予定年月日	年	月	目	
	ワ 工事完了予定年月日	年	月	日	
	カエ程の概要				
_	* - " \ - "				

8 その他必要な事項

※受付欄	※決裁欄	※許可に当たつて付した条件	※許可番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名

[注意]

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名 称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 4 3欄は、未定のときは、後で定まつてから工事着手前に届け出てください。
- 5 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 6 7欄リは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入 し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。
- 7 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

様式第五

資金計画書(土石の堆積に関する工事)

1 収支計画

(単位 千円)

	科目	金額
	自己資金	
	借入金	
	000	
	処分収入	
収	000	
入	補助負担金	
	000	
	000	
	計	
	用地費	
	工事費	
	整地工事費	
	防災施設工事費	
-1-	撤去工事費	
支出	000	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息	
	000	
	計	

2 年度別資金計画書

(単位 千円)

	年度	年度	年度	<u> </u>	年度	計
科目		十段	十/文		十段	рl
	事業費				}	
	用地費					
	工事費					
	附帯工事費					
支	事務費					
支出	借入金利息					
	000					
	借入償還金					
	000					
	計					
	自己資金			}	<u>}</u>	
	借入金					
	000					
	処分収入			}		
収入	000			}		
	補助負担金					
	000					
	000					
	計				<u>}</u> _	
	借入金の借入先			<u> </u>	<u>-</u>	

許可証

 第
 号

 年
 月

 日

都道府県知事 指定都市の長 中核市の長

含む。) } の規定により、下記の条件を付して許可する。

1			る土地 及び地							
2	工具	事主任	主所氏	:名						
3	許	可	番	号			第		号	
4	許	可 対	象行	為		宅地造成	龙 •	特定盛土等	・ 土石の堆	積
5	許	可	期	間	(自) (至)		年年	月月	日日	
6	条			件						

様式第七

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書

宅	地造成及び特定盛土等規制法	第 16 多 第 35 多	条第1項 条第1項	[] の規定	官により	、変更の ※=	手数料欄
許可	を申請します。						
	年 月 日						
	殿						
		申請者	f 氏名				
1	工事主住所氏名	,					,
2	(法人役員住所氏名) 設計者住所氏名	()
3	工事施行者住所氏名						
4	土地の所在地及び地番						
	(代表地点の緯度経度)	(緯度	:	分	秒、	経度: 度	
5	土地の面積						平方メートル
6	工事着手前の土地利用状況						
8	工事完了後の土地利用 盛 土 の タ イ プ		그가 나가 달	₩		<u></u>	
9	土地の地形		平地強			<u>盛工 予 日達の</u> 亥当 有・無	り 盆 上.
3				大小	14· 10/1	<u> </u>) la
	イ 盛土又は切土の高さ						メートル
	ロ 盛土又は切土をする土 地 の 面 積						平方メートル
		盛	土				立方メートル
	ハ 盛土又は切土の土量	切	土				立方メートル
10		番	号	構	造	高 さ	延 長
エ	二維壁					メートル	メートル
事	工 工						
7							
の		番	号	種	類	高さ	延長
概	ホ 崖面崩壊防止施設					メートル	メートル
14/1							
要		亚	Ħ	125-	华云	+->+	7:1 E
		番	号	種	類	内法寸法センチ	延 長 メートル
	へ 排 水 施 設					メートル	
	から 八八 が旧 日文					7. 17.	
L		1		l		İ.	

	ト崖面の保護	隻の方法							
	チ 崖面以外の								
	の保護の	り 方 法							
	リ 工事中の危	宣害 防止							
	のための	り措置							
	ヌその他の	り措置							
	ル 工事着手予算	定年月日		年	月		日		
	ヲ 工事完了予2	定年月日		年	月	<u> </u>	日		
	ワ エ 程 の	概要							
11	その他必要	な事項							
12	変更の	理 由							
13	許 可 都	号 号		角		号	•		
	※受付欄	※決	裁欄	※許可に当	たつて付し	た条件	※許	可番号	分欄
	年 月 日						年	月	目
	第 号						第		号
係員	氏名						係員氏名		

[注意]

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 4 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。
- 5 3欄は、未定のときは、後で定まつてから工事着手前に届け出てください。
- 6 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 7 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください(複数選択可)。
- 8 9欄は、渓流等(令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに \bigcirc 印を付してください。
- 9 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

土石の堆積に関する工事の変更許可申請書

羊	E地造成及び特定盛土等規制法 [*]	第 16 条第 17	項 _項 } の規定	により、変更の	※手数料欄
	「を申請します。	3, 00 X3, 1	~		
	年 月 日				
	殿				
	殿		_		
1	工事主住所氏名	申請者 氏名	/		
1	(法人役員住所氏名)	()
2	設計者住所氏名	`			,
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番				
	(代表地点の緯度経度)	(緯度:	度 分	秒 、 経度:	度 分 秒)
5	土 地 の 面 積				平方メートル
6	工事の目的				
	イ土石の堆積の				メートル
	最大堆積高さ ロ 土石の堆積を行う				
	土地の面積				平方メートル
	ハ土石の堆積の				立方メートル
	最大堆積土量				立方 メートル
	ニ 土石の堆積を行う				
	土地の最大勾配 ホ 勾配が十分の一を				
7	超える土地における				
エ	堆積した土石の崩壊を				
-	防止するための措置				
事	へ 土石の堆積を行う土地				
の	における地盤の改良 その他の必要な措置				
	こう同うの女は相目	番号			 幅
概					メートル
要	ト空地の設置				7 17
女					
	チ 雨水その他の地表水を				
	有効に排除する措置				
	リ 堆積した土石の崩壊に				
	伴う土砂の流出を				
	H				
	防止する措置 ヌエ事中の危害防止				

	ルその他(の措置							
	ヲ 工事着手予	定年月日		年	月	目			
	ワ 工事完了予	定年月日		年	月	日			
	カエ程の	概要							
8	その他必要	な事項							
9	変更の	理 由							
10	許 可 看	番 号		穿	等	号			
	※受付欄	※決	裁欄	※許可に当	たつて付した条	件	※許	可番号	掃
	年 月 日						年	月	日
	第 号						第		号
係員	氏名					俘	員氏名		

[注意]

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 4 3欄は、未定のときは、後で定まつてから工事着手前に届け出てください。
- 5 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 6 7欄リは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入 し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。
- 7 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

※ 受 付 欄 年 月 日 号 第

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書

年 月 日

殿

工事主 住所 氏名

1	工事完了年月日	年	月	日	
2	許 可 番 号	第		号	
3	許可年月日	年	月	日	
4	工事をした土地の所在地及び地番				
5	工事施行者住所氏名				
6	備 考				

〔注意〕

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。2 工事主又は5欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第十

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の検査済証

 第
 号

 年
 月

 日

都道府県知事 指定都市の長 中核市の長

下記の宅地造成又は特定盛土等に係る工事は、検査の結果、宅地造成及び特定盛土等規制法

{第13条第1項 第31条第1項 の規定に適合していることを証明する。

1	許	可	番	号	第		号	
2	許	可至	声 月	日	年	月	日	
3			た土は					
4	I =	事主信	主所氏	: 名				
5	工事	完了村	黄査年	月日	年	月	日	
6	検	査 員	職氏	名				

 ※ 受 付 欄

 年 月 日

 第 号

土石の堆積に関する工事の確認申請書

年 月 日

殿

工事主 住所 氏名

1	工事完了年月日	年	月	日	
2	許 可 番 号	第		号	
3	許 可 年 月 日	年	月	日	
4	工事をした土地の所在地及び地番				
5	工事施行者住所氏名				
6	備考				

[注意]

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 工事主又は5欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第十二

土石の堆積に関する工事の確認済証

第		号
年	月	日

都道府県知事 指定都市の長 中核市の長

下記の土石の堆積に関する工事について、宅地造成及び特定盛土等規制法 $\left\{ egin{array}{c} \hat{\mathbb{F}} & 17 & \hat{\mathbb{F}} & 4 & \mathbb{F} \\ \hat{\mathbb{F}} & 36 & \hat{\mathbb{F}} & 4 & \mathbb{F} \\ \hat{\mathbb{F}} & 36 & \hat{\mathbb{F}} & 4 & \mathbb{F} \\ \end{pmatrix} \right\}$ の規定による確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたことを証明する。

1	許	可	番	号	第		号	
2	許	可 年	三月	П	年	月	日	
3		事をし 在地及						
4	I :	事主信	主所氏	· 名				
5	工事	孚完了 核	食査年 /	月日	年	月	日	
6	確	認員	職氏	:名				

※ 受 付 欄 年 月 日 号 第

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書

月 日

殿

工事主 住所 氏名

 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第 18 条第 1 項} \\ \text{宅地造成及び特定盛土等規制法} \\ \text{第 37 条第 1 項} \end{array} \right\} \text{ の規定による中間検査を申請します}.$

1	許	可	1	¥	号					第				号			
2	許	可	年	月	目					年		月		日			
3		Fをし F在 #															
4	工事	施行	者住	所印	氏名												
5	今回	可中間	引検	查∅)対	検	査 美	€ 施	口			第			口		
	象と	なる	5特	定コ	こ程	特	定	エ	程								
	に	係	る	工	事		定工程 事終了					年		月		日	
						検	査 実	€ 施	口		第	口		第	;	口	
6	<u></u>	回申請以前	き 口 命 の	i D	特	定	エ	程									
0		引伸了				中目	間検査	E 合格	各証								
	Τ' Ι⊧	1) 1火 主	1.又	1央 /12	复 / 正		番		号		第	号		第	j	号	-
							交付	年月	日日		年	月	日		年	月	日
						検	査 実	€ 施	口		第	口		第	j	口	
7	今回	可申	請り	以 降	(1)	特	定	エ	程								
	中間検査受検予定			产定		定工程 事 終	了予			年	月	目		年	月	目	
8	備				考												

〔注意〕

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 工事主又は4欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者 の氏名を記入してください。 3 6及び7欄は、記入欄が不足するときは、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査合格証

 第
 号

 年
 月

 日

都道府県知事 指定都市の長 中核市の長

1	許	可		番		号					第		号		
2	許	可	年	F]	日					年	月	日		
3		事をし 在 地													
4	工	事 主	住	所	氏	名									
5	中	間検	査	年	月	日					年	月	日		
							検	查多	実 施	口		第		口	
6	中	間検	查	0	対	象	特	定	エ	程					
								定工利 事終了				年	月	日	
7	検	查員	1	戠 .	氏	名									

様式第十五

宅地造成又は特定盛士等に関する工事の届出書

年 月 日

殿

工事主 住所 氏名

記

			нС				
1	工事施行者住所氏名						
2	工事をしている土地の 所 在 地 及 び 地 番						
	(代表地点の緯度経度)	(緯度	: 度	分	秒 、経度:	度	分 秒)
3	工事をしている土地の面積						平方メートル
4	盛土のタイプ		平地团	土土・	腹付け盛土	· 谷埋&	の盛土
5	盛土又は切土の高さ						メートル
6	盛土又は切土をする 土 地 の 面 積						平方メートル
7		盛	土				立方メートル
7	盛土又は切土の土量	切	土				立方メートル
8	工事着手年月日			年	月	目	
9	工事完了予定年月日			年	月	目	
10	工事の進捗状況						

〔注意〕

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者 の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 3 4欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください(複数選択可)。

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

殿

工事主 住所 氏名

記

			μЦ					
1	工事施行者住所氏名							
2	工事をしている土地の							
	所在地及び地番							
	(代表地点の緯度経度)	(緯度:	度	分	秒、経度:	度	分	秒)
3	工事をしている						立士っ	. fe f
	土地の面積						半万人	ートル
4	土石の堆積の						×	ートル
	最大堆積高さ							1.70
5	土石の堆積を行う						平井々	ートル
	土地の面積						十カア	1.70
6	土石の堆積の						サギィ	ートル
	最大堆積土量						<u>1</u> ./, /	1.70
7	工事着手年月日		4	F	月	日		
8	工事完了予定年月日		全	F	月	日		
9	工事の進捗状況							

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者 の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

擁壁等に関する工事の届出書

年 月 日

殿

届出者 住所 氏名

記

1	工事が行われる土地の 所 在 地 及 び 地 番		
2	行おうとする工事の 種 類 及 び 内 容		
3	工事着手予定年月日	年 月 日	
4	工事完了予定年月日	年 月 日	

[注意] 届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

公共施設用地の転用の届出書

年 月 日

殿

届出者 住所 氏名

記

1	転所	用し在は			_	の番	
2	転	用し	た土	土地	の面	積	平方メートル
3	転	用	前	の	用	途	
4	転	用	後	0)	用	途	
5	転	用	年	<u>:</u>	月	日	年 月 日

[注意] 届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入して ください。

特定盛士等に関する工事の届出書

年 月 日

殿

届出者 住所 氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第27条第1項の規定により、下記の工事について届け出ます。

1	工事主住所氏名(法人役員住所氏名)	()
2	設計者住所氏名						,
3	工事施行者住所氏名						
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度	: 度	ま 分	秒、	経度: 度	分 秒)
5	土 地 の 面 積						平方メートル
6	工事着手前の土地利用状況						
7	工事完了後の土地利用						
8	盛土のタイプ		平地區	生土 •	腹付け	盛土・谷埋み	め盛土
9	土地の地形			渓流	ぎ等への記	亥当 有・無	
10	イ 盛土又は切土の高さ						メートル
エ	ロ 盛土又は切土をする 土 地 の 面 積						平方メートル
事	ハ 盛土又は切土の土量・	盛	土				立方メートル
	/ 鱼工人は奶工の工里	切	土				立方メートル
の		番	号	構	造	高さ	延 長
概	二維壁					メートル	メートル
-/-	一班						
要			•		•		

		番 号	種 類	高さ	延 長
	ホ 崖面崩壊防止施設			メートル	メートル
		番号	種 類	内法寸法	延 長
				センチ	メートル
	へ 排 水 施 設			メートル	
	ト崖面の保護の方法		1		
	チ 崖面以外の地表面				
	の保護の方法				
	リエ事中の危害防止				
	のための措置				
	ヌその他の措置				
	ル 工事着手予定年月日		年	目 日	
	ヲ 工事完了予定年月日		年	月 日	
	ワ エ 程 の 概 要				
11	その他必要な事項				

〔注意〕

- 1 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 3 3欄は、未定のときは、後で定まつてから工事着手前に届け出てください。
- 4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 5 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください(複数選択可)。
- 6 9欄は、渓流等(令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付してください。
- 7 11 欄は、特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

殿

届出者 住所 氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第27条第1項の規定により、下記の工事について届け出ます。

1	工事主住所氏名	
0	(法人役員住所氏名)	
2	設計者住所氏名	
3	工事施行者住所氏名	
4	土地の所在地及び地番	
	(代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)
5	土 地 の 面 積	平方メートル
6	工 事 の 目 的	
	イ土石の堆積の	メートル
	最大堆積高さ	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
7	ロ 土石の堆積を行う	平方メートル
	土 地 の 面 積	十カケードル
エ	ハ土石の堆積の	立方メートル
+	最大堆積土量	<u>U.)</u>
事	ニ 土石の堆積を行う	
	土地の最大勾配	
の	ホ 勾配が十分の一を	
Leur	超える土地における	
概	堆積した土石の崩壊を	
l	防止するための措置	
要	へ 土石の堆積を行う土地	
	における地盤の改良	
	その他の必要な措置	

		番号			地の幅	
	ト空地の設置					メートル
	チ 雨水その他の地表水を 有効に排除する措置					
	リ 堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を 防 止 す る 措 置					
	ヌ 工事中の危害防止の ための 措置					
	ルその他の措置					
	ヲ 工事着手予定年月日		年	月	目	
	ワ 工事完了予定年月日		年	月	目	
	カエ程の概要					
8	その他必要な事項					

- 1 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 3 3欄は、未定のときは、後で定まつてから工事着手前に届け出てください。
- 4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 5 7欄リは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。
- 6 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合に おいてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

特定盛士等に関する工事の変更届出書

年 月 日

殿

 届出者
 住所

 氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第28条第1項の規定により、下記の工事の変更について届け出ます。

1	工 事 主 住 所 氏 名 (法人役員住所氏名)	()
2	設計者住所氏名	•					
3	工事施行者住所氏名						
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度	:	· 分	秒、	経度: 度	分 秒)
5	土 地 の 面 積						平方メートル
6	工事着手前の土地利用状況						
7	工事完了後の土地利用						
8	盛土のタイプ		平地區	・ 生	腹付け	盛土・谷埋	め盛土
9	土地の地形			渓流	で等への記	亥当 有・無	
10	イ 盛土又は切土の高さ						メートル
エ	ロ 盛土又は切土をする 土 地 の 面 積						平方メートル
事	ハ 盛土又は切土の土量:	盛	土				立方メートル
	/ 一盆工人は97工の工量	切	土				立方メートル
の		番	号	構	造	高さ	延 長
概	二維壁					メートル	メートル
	一堆						
要							

		番号	種 類	高さ	延 長
				メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設				
		番号	種 類	内法寸法	延 長
				センチ	メートル
	へ 排 水 施 設			メートル	
	ト崖面の保護の方法				
	チ 崖面以外の地表面				
	の保護の方法				
	リエ事中の危害防止				
	のための措置				
	ヌその他の措置				
	ル 工事着手予定年月日		年 丿	月 月	
	ヲ 工事完了予定年月日		年 丿	月日	
	ワ エ 程 の 概 要				
11	その他必要な事項				
12	変 更 の 理 由				

- 注意 1 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
 - 2 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
 - 3 3欄は、未定のときは、後で定まつてから工事着手前に届け出てください。
 - 4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
 - 5 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください(複数選択可)。
 - 6 9 欄は、渓流等(令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに〇印を付してください。
 - 7 11 欄は、特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

様式第二十二

土石の堆積に関する工事の変更届出書

年 月 日

殿

届出者 住所 氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 28 条第 1 項の規定により、下記の工事の変更について届け出ます。

1	工事主住所氏名	
0	(法人役員住所氏名)	
2	設計者住所氏名	
3	工事施行者住所氏名	
4	土地の所在地及び地番	
	(代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)
5	土 地 の 面 積	平方メートル
6	工事の目的	
	イ土石の堆積の	メートル
	最大堆積高さ	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
7	ロ 土石の堆積を行う	平方メートル
	土 地 の 面 積	十カケードル
エ	ハ土石の堆積の	立方メートル
+	最大堆積土量	<u> </u>
事	ニ 土石の堆積を行う	
	土地の最大勾配	
の	ホ 勾配が十分の一を	
Длит-	超える土地における	
概	堆積した土石の崩壊を	
l	防止するための措置	
要	へ 土石の堆積を行う土地	
	における地盤の改良	
	その他の必要な措置	

		番号		空	地の幅	
						メートル
	ト空地の設置					
	チ 雨水その他の地表水を 有効に排除する措置					
	リ 堆積した土石の崩壊に 伴 う 土 砂 の 流 出 を 防 止 す る 措 置					
	ヌ 工事中の危害防止の ための 措置					
	ルその他の措置					
	ヲ 工事着手予定年月日		年	月	目	
	ワ 工事完了予定年月日		年	月	目	
	カエ程の概要					
8	その他必要な事項					
9	変 更 の 理 由					

- 1 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の 名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 3 3欄は、未定のときは、後で定まつてから工事着手前に届け出てください。
- 4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 5 7欄リは、鋼矢板を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入 し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。
- 6 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合に おいてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

様式第二十三

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識

		センチメートル以上 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	} 済標識
1	工事主の住所氏名		見取図
2	許 可 番 号	第 号	
3	許可又は届出年月日	年 月 日	
4	工事施行者の氏名		
<u> </u>	現場管理者の氏名		
サイン 5 6 7	盛土又は切土の高さ	メートル	
7	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル	
` ,		盛土 立方メートル	
8	盛土又は切土の土量	切土 立方メートル	
9	工事着手予定年月日	年 月 日	
10	工事完了予定年月日	年 月 日	
11	工事に係る問合せを受けるため の 工 事 関 係 者 の 連 絡 先		
12	許 可 又 は 届 出 担 当 の 都 道 府 県 部 局 名 称 連 絡 先		
	50 センチメー	- トル以上	

- 1 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

土石の堆積に関する工事の標識

	土石の堆積に関	する工事	の許可	「又は届出活	斉標識
1	工事主の住所氏名				見取図
2	許 可 番 号	第		号	
3	許可又は届出年月日	年	月	F	
4	工事施行者の氏名				
5	現場管理者の氏名				
6	土石の堆積の最大堆積高さ			メートル	
7	土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル 立方メートル		デメートル	
8	土石の堆積の最大堆積土量			デメートル	
9	工事着手予定年月日	年	月	B	
10	工事完了予定年月日	年	月	B	
11	工事に係る問合せを受けるため の 工 事 関 係 者 の 連 絡 先				
12	許 可 又 は 届 出 担 当 の 都 道 府 県 部 局 名 称 連 絡 先				
	50 センチメー				

〔注意〕

- 1 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。